

1 | 整備管理者の役割

【整備管理者制度の趣旨及び目的】

整備管理者制度とは、専門的知識を持ったエキスパートが、使用者に代わって、車両の点検・整備を行う制度のことである

- 自動車の点検・整備は、使用者に義務が課せられている。
- 一方、使用する自動車の種類、台数等によっては、使用者自らが点検・整備することは、現実的に難しい。
 - － 使用する自動車の台数が多い場合：管理・責任体制が曖昧になるおそれ
 - － 大型バスのように車両構造が特殊な自動車を使用する場合：専門的知識を持って車両管理を行う必要
- 整備管理者制度は、法令に規定する台数以上の車両の使用者（「大型自動車使用者等」という）に代わり車両の管理を行う責任者として整備管理者を選任し、点検・整備の管理・責任体制を確立することで、自動車の安全確保や環境保全（騒音・排ガスなどの公害防止）を目的としている。

【道路運送車両法第47条】

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

3. 整備管理者の選任を必要とする使用者

【整備管理者の選任が必要となる基準】

一定以上の車両を保有する事業所(使用の本拠)ごとに、整備管理者を1人以上選任しなければならない

- 整備管理者の選任が必要となる自動車の保有台数は、事業の種類や自動車の種類によって定められている。

事業の種類	自動車の種類	台数
事業用	バス(乗車定員11人以上)	1両
	タクシー・トラック(乗車定員10人以下)	5両
自家用	バス(乗車定員30人以上)	1両
	バス(乗車定員11人以上29人以下)	2両
	トラック(乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上)	5両
	その他	選任の必要なし
レンタカー	バス(乗車定員11人以上)	1両
	トラック(車両総重量8トン以上)	5両
	その他	10両
貨物軽自動車運送事業	軽自動車又は小型二輪自動車	10両

- 保有車両数が増加しても、選任の義務付けは最低1人であるため、欠勤等により整備管理者が対応不能になる可能性がある。**人員不足に備えるため、対策として、整備管理者の追加選任や、整備管理者の補助者の選任をしておくとい**い。

4. 整備管理者になるために必要な資格

【整備管理者の資格要件】

整備管理者は、一定の要件を満たす者から選任できる

- 整備管理者は、以下の①②いずれかの要件を満たす者から選任できる。

①右の要件をいずれも満たす者

- ①-1. 整備管理を行おうとする自動車と同種類の自動車※の点検・整備又は整備管理に関し2年以上の実務経験を有する者
- ①-2. 整備管理者選任前研修を修了した者

両方を満たす必要がある
※選任前研修のみでは不可

②自動車整備士技能検定(1～3級)に合格した者

※「二輪自動車以外の自動車」と「二輪自動車」に分けられる。例として、二輪自動車の点検・整備に関し2年以上の実務経験がある場合でも、二輪自動車以外の整備管理者にはなれない。

- 以下の業務内容が、実務経験として認められる。

実務経験の種類	実務経験として認められる業務内容
点検・整備に関する実務経験	・ 整備工場、特定給油所等における整備要員として点検・整備業務を行った経験(工員として実際に手を下して作業を行った経験の他に、技術上の指導監督的な業務の経験を含む) ・ 自動車運送事業者の整備実施担当者として点検・整備業務を行った経験
整備管理に関する実務経験	・ 整備管理者の経験 ・ 整備管理者の補助者として車両管理業務を行った経験 ・ 整備責任者として車両管理業務を行った経験

【整備管理者の解任命令】

- 整備管理者は、自動車の使用者から、「自動車の点検・整備、及び自動車車庫の管理」に関する事項処理に必要な権限が付与されている
- 職務を怠り、自動車の点検整備に起因する事故が発生した場合は、使用者が責任を負う
- 整備管理者が法令違反したときは、使用者に対し整備管理者の解任を命ずることができる

● 以下の場合、整備管理者の解任命令となりうる。

1. 整備不良による事故で、当該自動車の定期点検整備等が適切に行われていなかった場合
2. 整備不良による事故で、整備管理者が整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかった場合
3. 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合
4. 整備管理者が自ら不正改造を行ったり、不正改造の実施・使用を指示・容認した場合
5. 選任届の内容に虚偽があり、資格要件を満たしていなかった場合又は選任後に資格を満たさなくなった場合
6. 整備管理者としての職務の遂行が著しく不適切な場合

● 解任された場合、解任された日から2年間(バスの場合は5年間)は、整備管理者に選任することはできない。

【道路運送車両法第53条】

地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、大型自動車使用者等に対し、整備管理者の解任を命ずることができる。

【整備管理者の法定業務】

整備管理者は、道路運送車両法により、実施すべき業務が決まっている

- 整備管理者は法定業務として、以下の業務を実施する。

日常点検に関する事項

- ・ 実施の方法の決定
- ・ 結果に基づく運行可否の決定
- ・ 記録簿の管理

定期点検に関する事項

- ・ 実施の方法の決定
- ・ 定期点検の実施
- ・ 定期点検の実施計画の決定
- ・ 点検整備記録簿の管理

整備に関する事項

- ・ 日常点検・定期点検の結果により必要な整備を実施
- ・ 整備計画の決定
- ・ タイヤ脱着時の作業管理表等、その他記録簿の管理

車庫に関する事項

- ・ 使用車両の把握
- ・ 収容能力（現在・将来）
- ・ 点検施設等の整備、管理

指導・監督に関する事項

- ・ 運転者・整備要員の指導・監督
- ・ （外注を実施する場合）外注先の決定と指導・監督
※外注先とのスケジュール管理等を含む

【整備管理規程】

整備管理者は、立場や職務範囲を明確にするため、整備管理規程を作成しなければならない

- 整備管理者は、使用者から点検・整備に係る権限を付与されているが、業務の実施にあたっては、立場や職務範囲を明確にしておかなければならない。
- 権限・地位や業務内容を明文化するため、**業務の執行に関する基準を整備管理規程として作成し、これに基づき業務を行わなければならない。**

【道路運送車両法施行規則第32条】

法第五十条第二項の規定により整備管理者に与えなければならない権限は、次のとおりとする。

- 一 法第四十七条の二第一項及び第二項に規定する日常点検の実施方法を定めること。
- 二 前号の点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- 三 法第四十八条第一項に規定する定期点検を実施すること。
- 四 第一号及び前号の点検のほか、随時必要な点検を実施すること。
- 五 第一号、第三号又は前号の点検の結果必要な整備を実施すること。
- 六 第三号の点検及び前号の整備の実施計画を定めること。
- 七 法第四十九条第一項の点検整備記録簿その他の点検及び整備に関する記録簿を管理すること。
- 八 自動車車庫を管理すること。
- 九 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備員その他の者を指導し、又は監督すること。
- 2 整備管理者は、前項に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程を定め、これに基づき、その業務を行わなければならない。

【整備管理規程の例(一部抜粋)】

(例)	
事業用	
整備管理規程(例)	
●● (運送事業者名) ●● (整備管理者名)	
令和●年●月●日 一部改正 令和●年●月●日	
第1章 総則	
(目的)	
第1条 本規程は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)第32条第2項の規定に基づく規程であり、自動車の安全運行を維持するために必要な点検・整備の内容、これを確実に行わせる任に当たる整備管理者の職務権限等について定め、もって車両の安全の確保及び環境の保全等を図ることを目的とする。	
(整備管理者の選任等)	
第2条 整備管理者の選任は、施行規則第31条の4に定められた資格要件を備えた者のうちから代表者(自動車の使用者をいう。以下同じ。)が任命することで行うものとする。	
2 代表者は、整備管理者を選任、変更又は解任したとき、その他施行規則第70条第1項第3号に該当する場合には15日以内に、その旨を自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を經由して地方運輸局長等に届け出るものとする。	
3 整備管理者の補助者を選任する場合には、整備管理者と同等又はこれに準じた知識及び能力を有すると認められる者(整備管理者の資格要件を満足する者又は研修等により整備管理者が十分な教育を行った者)のうちから代表者が任命するものとする。ただし、補助者を選任した場合であっても、車両の整備管理に関する責任は、整備管理者自身が有するものとする。	
4 整備管理者は、前項により補助者が選任された場合には、遅滞なく、その氏名、所属及び補助する職務の範囲等について、別紙1に記載するものとする。これは、補助者の変更又は解任があった場合も同様である。	
5 代表者は、整備管理者、補助者その他の車両管理を行う者の氏名、連絡先等を社内の見やすいところに掲示して従業員全員に周知徹底するものとする。	
(補助者との連携等)	
第3条 整備管理者は、職務の適切な実施のため補助者と密接に連携をとるものとする。	
2 整備管理者は、自らが営業所に不在のときに補助者を通じて職務を実施する場合には、その職務を実施するために必要な情報をあらかじめ補助者に伝達しておくものとする。	
3 前項の場合において、整備管理者は、補助者に対し職務の実施結果について報告を求め、その職務内容の正確な把握に努めるとともに、必要に応じてその情報を記録・保存するものとする。	
(運行管理者との連携等)	
第4条 整備管理者は、運行管理者と常に連携をとり、運行計画等を事前に把握し、定期点検整備の計画、車両の配車等について協議するものとする。	
2 整備管理者は、日常点検の確実な実施を図るため、運行管理者と密接に連携をとるものとする。	
3 整備管理者は、車両管理状況について、毎月1回以上代表者に報告するものとする。	
(整備管理規程の改廃)	
第5条 整備管理者は、本規程の改正又は廃止をするときには、代表者と十分調整するものとする。	
第2章 権限及び職務	
(整備管理者の権限)	

(例)	
第6条 整備管理者は、施行規則第32条第1項各号に掲げる権限を有するほか、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。	
(整備管理者の職務)	
第7条 整備管理者は、次の職務を遂行するものとする。	
(1) 日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等を実施させること	
(2) 日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること	
(3) 定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等を実施させることに実施させること	
(4) 上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること	
(5) 日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等を実施させること	
(6) 定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること	
(7) 日常点検表(別紙2)や点検整備記録簿、タイヤ脱着作業管理表(別紙3-1)及びタイヤ脱着・増し締め作業管理一覧表(別紙3-2)等の記録を管理すること	
(8) 自動車庫車を管理すること	
(9) 上記に掲げる職務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること	
(車両管理の範囲)	
第8条 整備管理者は、選任された使用の本拠において使用する全ての自動車について前条の職務を遂行するものとする。	
(補助者の権限及び職務)	
第9条 補助者は、整備管理者の指示により整備管理者を補佐するとともに、整備管理者が不在のときは、運行の可否の決定及び日常点検の実施の指導監督等、日常点検に関する職務を実施する権限を有するものとする。	
2 補助者が前項の職務を実施するに当たり、疑義を生じた場合又は故障若しくは事故が発生した場合、その他必要があると認めた場合には、速やかに整備管理者と連絡をとり、その指示に従うものとする。	
3 整備管理者が不在のときに補助者が職務を実施する場合、補助者は、当該職務の実施に必要な情報について、あらかじめ整備管理者から伝達を受けるものとする。	
4 前項の場合において、補助者がその職務を終了して、整備管理者に引き継ぐときには、整備管理者にその職務の実施結果を報告するものとする。	
第3章 車両の安全確保及び環境の保全	
(日常点検)	
第10条 整備管理者は、車両の安全確保及び環境の保全等を図るため、その運行の開始前に、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。)による日常点検を自ら実施するか、又は乗務する運転者に実施させなければならない。	
2 日常点検の実施方法は、自動車の点検及び整備に関する手引き(平成19年国土交通省告示第317号)及び自動車メーカーが定めた方法により実施するものとする。	
(日常点検の実施の徹底)	
第11条 整備管理者は、日常点検を確実に実施させるため前条に規定する点検箇所、点検の内容及び点検の方法等について運転者に周知徹底を図らなければならない。	
(日常点検結果の報告等)	
第12条 整備管理者は、日常点検を実施した運転者に対しその結果を所定の日常点検表(別紙2)に記入等させ、整備管理者に報告させなければならない。ただし、整備管理者自らが実施した場合には、整備管理者はその結果を日常点検表(別紙2)に記入等しなければならない。	
(日常点検の結果の確認)	

【整備管理者研修について】

- 整備管理者研修には、整備管理者選任前研修と整備管理者選任後研修の2つがある
- 選任前研修は、整備管理者になろうとする者が、受講する研修
- 選任後研修は、整備管理者に選任されている者が、2年度毎に受けなければならない研修
- 事業者は、選任されている整備管理者の受講状況について管理するとともに、整備管理者に対し適切な時期に研修を受講させる必要がある

● 整備管理者研修

- 選任前研修: 整備管理者になろうとする者が、実務経験と合わせ整備管理者になる資格を有するため受講する研修
- 選任後研修: 事業用自動車の整備管理者が、運送事業に係る法令の定めに従って、2年度ごとに受講する研修

【整備管理者選任前研修について】

整備管理者になろうとする者は、研修を通じ、車両管理業務を行うにあたって必要な基礎知識及び基礎的な能力を習得する必要がある

- 整備管理者には、適切な車両管理能力が求められるとともに、道路運送車両法等の関係法令の基礎的な知識を有していることが必要である。
- このため、選任前研修においては、特に次の項目について習得する必要がある。
 - ① 整備管理者制度の趣旨、目的
 - ② 整備管理者の業務、権限
 - ③ 点検・整備の方法
 - ④ 整備管理者の関係法令

【道路運送車両法施行規則第31条の4】

法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないこととする。

- 一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、**地方運輸局長が行う研修**を修了した者であること。
- 二 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- 三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

8. 整備管理者の知識・技能の向上と研修

【整備管理者選任後研修について】

自動車運送事業者で選任されている整備管理者は、特に、定期的な研修を通じ、車両管理能力の維持・向上を図るとともに、自動車技術等に係る情報を入手し、適切な点検・整備が行えるよう研鑽を図る必要がある

研修の受講が
必要な時期

① 整備管理者として新たに選任した者

選任した日の属する年度の翌年度の末日までに受講
※当該事業者において、過去に整備管理者として選任されていた者を選任した場合、前年度に受講していた場合は次年度、当年度に受講していた場合は次々年度に受講

② 整備管理者として選任されている者

最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講

※ ①のケースにおける、「選任した日の属する年度の翌年度の末日までに受講」の考え方

- 令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)に新たに選任した場合
→ 令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)の末日までに選任後研修を受けさせる

※ ②のケースにおける、「最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌々年度の末日までに受講」の考え方

- 令和7年度に選任後研修を受講した場合
→ 令和9年度(令和9年4月1日～令和10年3月31日)の末日までに選任後研修を受けさせる

【旅客自動車運送事業運輸規則第46条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5】

旅客(貨物)自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

【選任等から届出までの日数】

整備管理者を選任する使用者において、一部の変更があった場合、運輸支局等に対し、規定の日数以内に届出をする必要がある

- 整備管理者を選任・変更・廃止した場合、規定の日数以内に届出をする必要がある。

届出の種類	届出の事由	届出までの日数
選任届	・ 整備管理者を新しく選任した ・ 営業所(使用の本拠)等を新設し整備管理者を選任した	15日以内
変更届	・ 届出者の氏名又は名称若しくは住所が変わった ・ 営業所(使用の本拠)等の名称又は使用の本拠の位置が変わった ・ 事業の種類が変わった ・ 人事異動等で整備管理者が変わった ・ 整備管理者を増員/減員した ・ 整備管理者の氏名が変わった(婚姻、養子縁組) ・ 整備管理者の兼職の有無に変更があった(兼職がある場合は、その職名及び職務内容)	15日以内
廃止届	・ 事業を廃止した、又は譲渡した ・ 営業所(使用の本拠)等を廃止した、又は選任義務がなくなった	30日以内

- なお、整備管理者の補助者を選任・変更する際の届出は不要である。

【届出書への記載事項】

届出書には、記載しなければならない事項がある

- 選任・変更・廃止届の届出書には、以下の内容を記載しなければならない。

1. 届出者の氏名又は名称及び住所
2. 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
3. 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
4. 大型自動車使用者等となった対象の自動車の数
5. 整備管理者の氏名及び生年月日
6. 資格要件のうち選任した整備管理者が該当するもの
7. 整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

【道路運送車両法施行規則第33条】

法第五十二条の規定による届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 二 届出者が自動車運送事業者であるかどうかの別
- 三 整備管理者の選任に係る自動車の使用の本拠の名称及び位置
- 四 第三十一条の三各号に掲げる自動車の数
- 五 整備管理者の氏名及び生年月日
- 六 第三十一条の四各号のうち前号の者が該当するもの
- 七 整備管理者の兼職の有無（兼職がある場合は、その職名及び職務内容）

9. 整備管理者の選任届出に関する事務手続きの要領

【届出書の添付書類】

届出書には、添付しなければならない資料がある

- 届出書には、以下の資料を添付しなければならない。

① 資格要件を証する書面

【実務経験で選任の場合】以下2つを添付

- ・ 選任前研修を修了した旨を証するもの（修了証の写し等）
- ・ 実務経験の経歴が記載された書面（事業主等により証明がなされているもの）

【自動車整備士資格で選任の場合】

- ・ 整備士技能検定合格証書の写し

② 整備管理規程

③ 被選任者（整備管理者になる方）が、届出書の内容に同意したことがわかる書面

④ 被選任者が、過去2年間（バスの場合は5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面

【整備管理者の兼職・外部委託について】

整備管理者をそれ以外の業務を兼職したり、外部委託したりする場合には、規則が定められている

- 整備管理者が、整備管理者以外の業務を兼ねる場合、または他の使用の本拠においても整備管理者の業務を兼ねる場合は、次のことに注意が必要。
 1. 兼職する業務内容が整備管理規程等により明確であり、かつ、兼職することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること。
 2. 兼職に関わる事業場間の距離が、それぞれの業務を行うに支障とならないこと。
- 整備管理者を外部委託する際は、以下の条件をすべて満たさなければならない。

自動車運送事業者

外部委託は基本的には不可。例外として、以下の条件をすべて満たす場合には可。

- ・委託者及び受託者がグループ企業内であること。
- ・安全管理規程及び整備管理規程その他必要な規定類について、グループ企業が共同で作成していること。また、親会社等が子会社等に対し指揮・命令及び教育を行う旨、および定期(3月に1回以上)に会議等を開催する旨が明記されていること。
- ・外部委託をすることについて、受託者及び受託者の事業主又は事業場責任者が同意・承認していること。
- ・整備管理者が他の業務又は役職を兼ねている場合、その兼職内容及び兼職に関わる事業場間の距離が、整備管理者の業務を行うに支障とならないこと。
- ・当該事業者が、過去2年間のうちに上記の条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないこと。

自家用自動車

- ・兼職する業務内容が整備管理規程等により明確であり、かつ、兼職することについて雇用者又は事業場責任者が承認していること。
- ・兼職に関わる事業場間の距離が、それぞれの業務を行うに支障とならないこと。
- ・整備管理者を外部委託する場合には、施行規則第32条に定める業務のうち運行可否の決定、定期点検整備実施の計画の策定、定期点検整備記録簿等の管理、自動車車庫の管理並びに運転者等に対する指導監督について、整備管理者を補助し、連帯して車両管理を行う、自企業の所属職員による整備責任者を設けること。
- ・整備管理者を外部委託する場合には、委託先の事業主との間に取り交わされた業務委託の内容、責任等の内容が整備管理規程に明文化されていること。

【整備管理者の補助者】

- 整備管理者のみでの整備管理が困難な場合には、整備管理者の補助者を選任できる
- 補助者は、整備管理者の業務を補助する者であり、日常点検に係る業務のみ単独で執行できる

- 管理する車両が多いなど、整備管理者が自ら業務を行うことが難しい場合、**整備管理者の補助者を選任して、業務を執行することができる。**
- 業務の執行に係る基準は、次の条件を満足しなければならない。
 1. 補助者は、整備管理者の資格要件を満足する者、または整備管理者が研修等を実施して十分な教育を行った者から選任すること。
 2. 補助者の氏名等及び補助する業務の範囲が明確であること。
(整備管理者の補助者の名簿を作成し、整備管理規程に明記すること)
 3. 整備管理者が、補助者に対し下表に基づいて研修等教育を行うこと。

教育をするとき	教育の内容
補助者を選任するとき	・整備管理規程の内容 ・整備管理者選任前研修の内容
整備管理者が整備管理者選任後研修を受講したとき	・整備管理者選任後研修の内容
整備管理規程を改正したとき	・改正後の整備管理規程の内容
行政から情報提供を受けたとき、その他必要なとき	・行政から提供された情報等必要な内容

4. 整備管理者が、業務の執行に必要な情報を、補助者にあらかじめ伝達しておくこと。
5. 整備管理者が、業務の執行結果について、補助者から報告を受け、また必要に応じ結果を記録・保存すること。

2 | 自動車の点検整備 (日常点検・定期点検)の内容

1. 点検・整備の義務、目的及び体系等

【点検・整備の義務】

- ・ 日常点検整備は、一部の自動車（自家用乗用車等）を除き、一日一回、運行開始前に実施する必要がある
- ・ 定期点検整備は、自動車の種別ごとに定められた頻度で実施する必要がある

自動車の種類	日常点検整備	定期点検整備
事業用自動車 バス(乗車定員11人以上) 大型トラック等(最大積載量5トン又は車両総重量8トン以上)	運行開始前	3か月に1回
レンタカー 大型以外のトラック等		6か月に1回
自家用乗用車等	適切な時期に実施	1年に1回

【道路運送車両法第47条の2】

自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、**一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。**

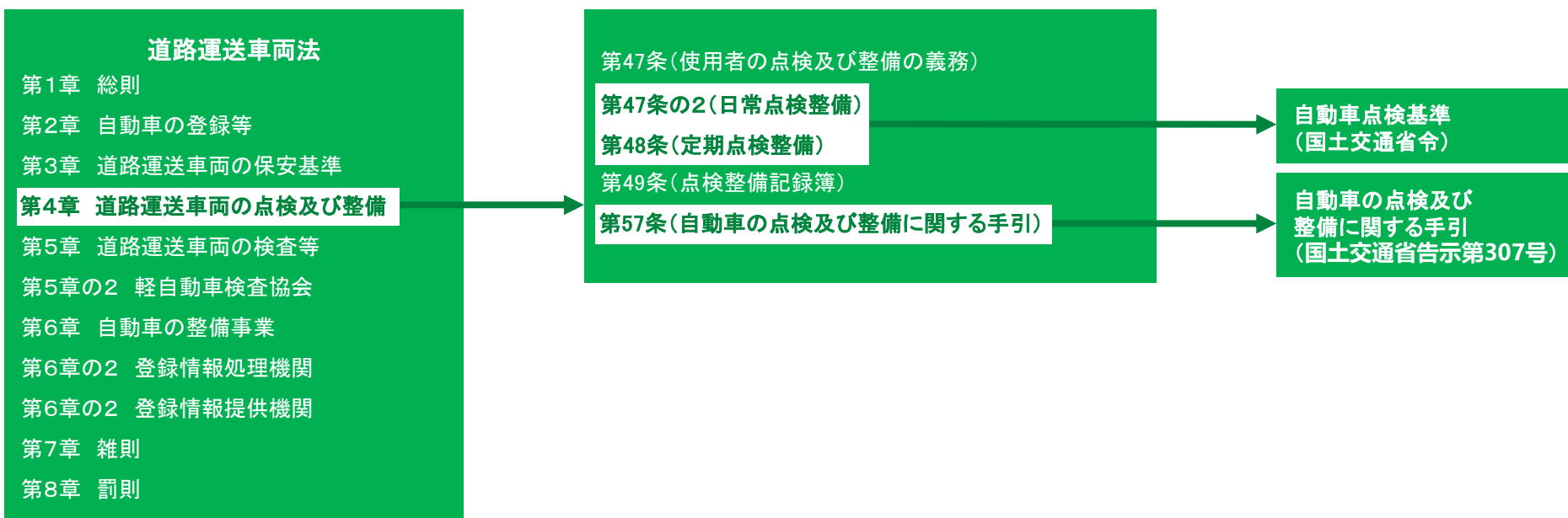
【道路運送車両法第48条】

自動車（小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第一項及び第五十四条第四項において同じ。）の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、**それぞれ当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。**

【自動車の点検整備に係る主な法体系】

- ・ 自動車の点検整備については、道路運送車両法第4章に規定されている
- ・ 点検整備の詳細な内容に関しては、「自動車点検基準」及び「自動車の点検及び整備に関する手引」に記載されている

- 自動車点検基準では、日常点検・定期点検の内容・項目を規定している。
- 自動車の点検及び整備に関する手引では、日常点検・定期点検の実施方法を規定している。



2. 点検・整備の内容及び項目

【日常点検の項目】

事業用自動車の日常点検の項目は、自動車点検基準の別表第1に記載されている

点検箇所	点検内容
ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適当であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。
タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (*1)4 溝の深さが十分であること。 (*2)5 ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
バッテリー	(*1) 液量が適当であること。
原動機	(*1)1 冷却水の量が適当であること。 (*1)2 ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (*1)3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (*1)4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (*1)5 低速及び加速の状態が適当であること。
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。
ウインド・ウォッシャ及びワイパー	(*1)1 ウインド・ウォッシャの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (*1)2 ワイパーの払拭状態が不良でないこと。
エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。

(*1)の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

(*2)の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

【日常点検の実務における工夫】

日常点検を円滑に実施するために、整備管理者と運転者等とのコミュニケーションが不可欠である

- 日常点検は、法律による義務のほか、点検の適切な実施により、車両故障や故障による事故防止のため実施が求められる。整備管理者は運転者等に対し、日常点検の必要性を教育しておくことが求められる。
- 日常点検を適切に実施するための留意点を、あらかじめ教育しておくことが重要である。
(例)
 - － 平坦な場所で行うこと
 - － タイヤに輪止めをかけること
- 日常点検を実施しやすくするための工夫として、次ページに示すような、日常点検表(チェックリスト)等を作成・活用することも推奨される。

3. 日常点検の管理

● 日常点検表(例)

令和 年 月 日 天候：						
登録番号 又は車番		運転者 (点検者)				
日常点検項目		整備管理者		㊟		
		運行管理者		㊟		
点検項目	点検内容	良・否	点検項目	点検内容	良・否	
エンジンルーム 車両の周り	原動機	冷却水の量 (※)	運 転 席	ブレーキ	踏みしろ及び効き	
		ファン・ベルトの張り具合、損傷 (※)			ブレーキ液の量	
		エンジン・オイルの量 (※)			空気圧力	
	灯火装置・方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ・損傷			バルブからの排気音	
		ディスク・ホイールの取付			ディスク・ホイールの取付	駐車ブレーキ・レバーの引きしろ
				空気圧	ウインド・ウォッシャー及びワイパー	ウォッシャー液量及び噴射状態 (※)
	タイヤ			亀裂・損傷	原動機	ワイパーの払拭状態 (※)
		異状摩耗		低速及び効き速の状態 (※)		
		溝の深さ (※)				
	バッテリー	バッテリー液の量 (※)		前日運行において異状が認められた箇所		
エア・タンク	凝 水	注：(※)印の点検は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。				
自主点検項目等						
点検項目	点 検 内 容				良・否	
その他	チャート紙の装着					
不良箇所及び処置状況						
箇所名		処 置				

【点検整備記録簿】

- 点検整備記録簿は、自動車に備え置く必要があり、事業用自動車の場合は1年間、自家用乗用車等の場合は2年間保存しておかなければならない
- 適切な点検を継続するためにも、適切に記録・保存し、必要に応じて見返す等の管理が重要
- 定期点検の記録は、事業用自動車の場合、実施してから1年間は、自動車に保存しておかなければならない。また、適切に整備管理を実施するため、点検整備記録簿及び車検証の写し等を、営業所等に備え置き活用することが望ましい。
- 点検整備記録簿には、以下の内容を記載しなければならない。
 - － 自動車登録番号（軽自動車等にあつては車両番号、その他の自動車にあつては車台番号）
 - － 点検の年月日
 - － 点検の結果
 - － 整備の概要
 - － 整備を完了した年月日
 - － 点検又は特定整備時の総走行距離
 - － 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所

【道路運送車両法第49条】

自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。（略）

【定期点検整備の計画】

車検の時期から逆算して、定期点検の実施時期をあらかじめ定めておくとい

- 以下の例のような「定期点検整備計画」を作成し、車番ごとに定期点検の予定と実績を管理しておくことが推奨される。

(例)

車番	予定／実績	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
品川●● あ1234	予定			○5			◎5			○2			○2	
	実績			5印			4印							
品川●● い5678	予定		○8			○8			○8			◎8		
	実績		8印			8印								
品川●● う9012	予定	○5			◎2			○2			○2			
	実績	5印			2印			2印						
...	予定													
	実績													

3か月ごとの定期点検:「○」

12か月ごとの定期点検:「◎」

印:実施者(確認者)の印(サイン等)

【特定整備】

- ・ 分解を伴う一部の整備行為や、自動運行装置など先進技術に関する整備行為を、特定整備という
 - ・ 特定整備を伴う点検・整備は、自動車特定整備事業の認証を取得した工場でしか実施できない
 - ・ 認証を取得していない工場で特定整備を実施すると、未認証行為として、道路運送車両法違反となる
-
- 定期点検の実施にあたり、特定整備を行わなければ点検できない箇所や、定期点検の結果特定整備が必要になる場合がある。
 - 自動車特定整備事業の認証を受けないで特定整備を行った場合、未認証行為に該当し、罰則の対象になる場合がある。
 - 具体例としては、以下の行為が特定整備に該当する。
 - － 制動装置の分解整備
 - － エンジンの脱着
 - － トランスミッションやプロペラシャフトの脱着
 - － 自動ブレーキ等のセンサーが装着されたバンパーや窓ガラスの脱着

【道路運送車両法第78条】

自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

【道路運送車両法第109条】

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

十一 第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車特定整備事業を営んだ者

5. 定期点検と特定整備

STOP 違法整備!!

あなたの車は違法に整備
されていますか?



次のような装置の点検・整備（特定整備）は、国の認証を受けた工場でのみできます!!

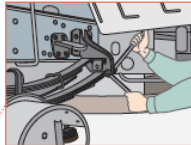
2 動力伝達装置 (ドライブシャフトなどの脱着)



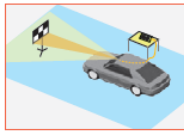
1 原動機（エンジン脱着）



6 緩衝装置 (リーフスプリング脱着)



7 運行補助装置 (自動ブレーキ用カメラ の調整など)



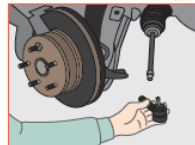
5 制動装置 (ブレーキパッドなどの交換)



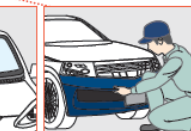
3 走行装置（ロアアーム脱着）



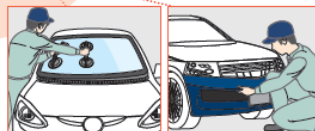
4 かじ取り装置 (タイロッドエンド脱着)



7 運行補助装置 (自動ブレーキ用のカメラなどが装着されている 窓ガラス・バンパーなどの脱着)



8 自動運行装置 (レベル3以上の自動運転を行うための 装置に係る整備・改造)



未認証行為は、道路運送車両法違反です!!

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けず、業として自動車の特定整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）
自動車特定整備事業を営もうとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。
道路運送車両法 第二百九条（罰則）
次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（十一）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車特定整備事業を営んだ者

特定整備を伴う車検や点検・整備は国の認証を受けた整備工場へ!!

ねえ、うちの車、そろそろ車検でしょう？最近、ブレーキの効きが気になるから、ブレーキもよく点検してほしいわ。



うん、いつもの整備工場に車検を頼んでみようかな。



大丈夫？

点検・整備する装置によっては国が認証した工場しかできないみたいよ。

このような標識を持つ整備工場が国の認証を受けた工場だから、車検を頼むときに確認できるよ!

認証整備工場の標識（例）



※「自動車分解整備事業」の標識もあります。

国の認証を受けた整備工場が分かるんだね。



特定整備を行うには国の認証が必要なんだね。

セルフチェック 次の全てにチェックが入る業者・整備工場では、違法に特定整備が行われているおそれがありますので、最寄りの運輸局担当窓口へ情報提供をお願いします。

- ☐ 依頼した点検・整備作業がチラシ表面の 1 ～ 8 のどれかに該当するか
- ☐ 点検整備記録簿または特定整備記録簿に、「認証整備工場名」と「認証番号」の両方が記載されていない
- ☐ 依頼先の工場に上記のような標識が掲示されていない
- ☐ 車検証の備考欄中、「受検形態」が「使用者」又は「その他」と記載されている

アプリで車検証の備考欄情報をご確認ください。

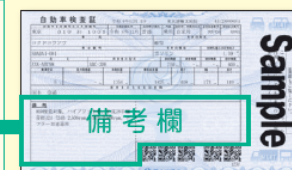
電子車検証閲覧アプリのインストール方法

アプリのインストールはこちらから▶

利用しているデバイスの種類により「Microsoft Store」「App Store」「Google Play」のいずれかに遷移します。



※PC版アプリについて、初回起動時にはサーバとの通信が発生するためインターネット接続が必要となります。（車検証読み取り機能をオフラインモードで使用する場合も、初回起動時には必ずインターネット接続が必要となります。）



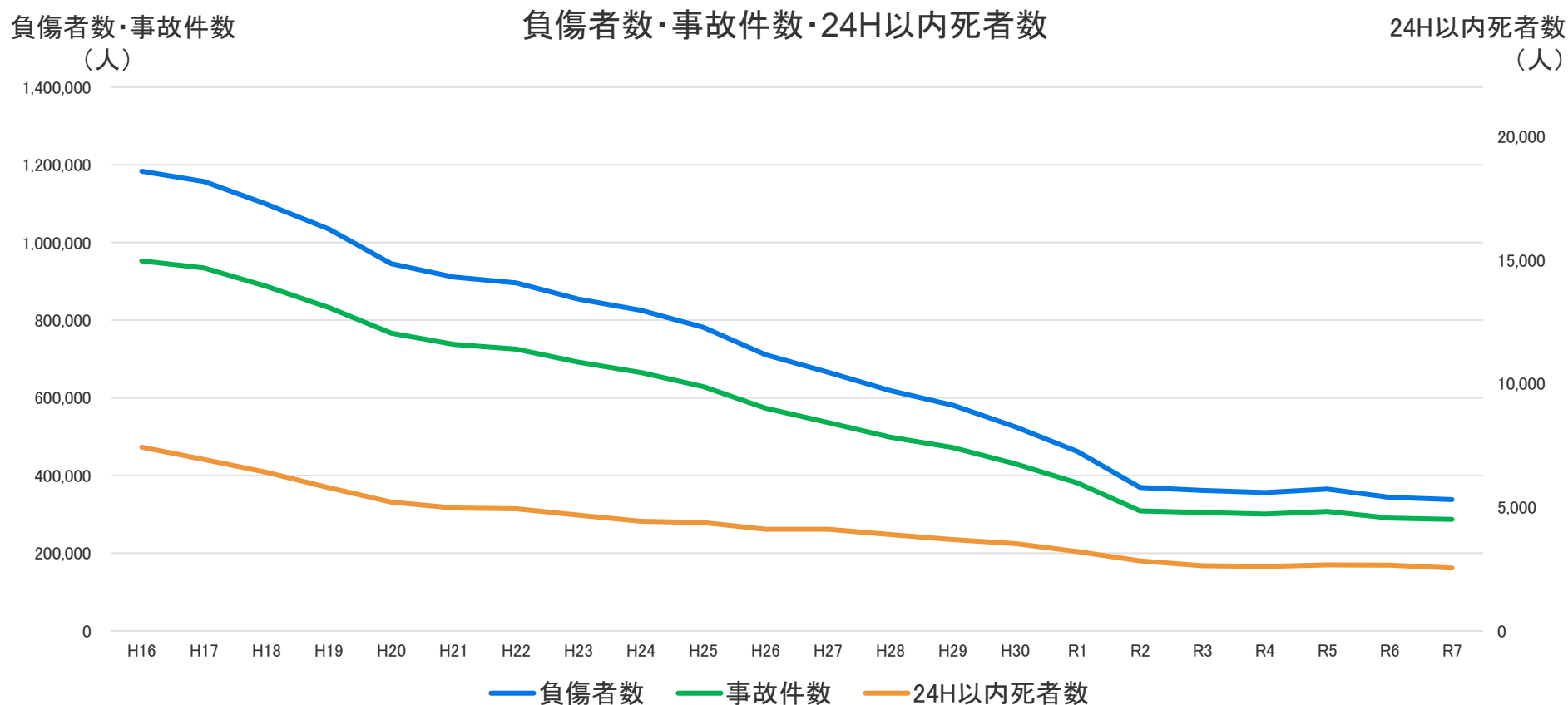
- 北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課……011(290)2752
- 東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課……022(791)7534
(青森、岩手、福島、秋田、宮城、山形)
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課……025(285)9155
(新潟、富山、石川、長野)
- 関東運輸局自動車技術安全部整備課……045(211)7254
(東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨)
- 中部運輸局自動車技術安全部整備課……052(952)8042
(愛知、岐阜、三重、静岡、福井)
- 近畿運輸局自動車技術安全部整備課……06(6949)6453
(大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山)
- 中国運輸局自動車技術安全部整備・保安課……082(228)9142
(広島、鳥取、島根、岡山、山口)
- 四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課……087(802)6783
(香川、徳島、愛媛、高知)
- 九州運輸局自動車技術安全部整備課……092(472)2537
(福岡、長崎、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島)
- 沖縄総合事務局運輸部車両安全課……098(866)1837

3 | 路上車両故障等の発生状況と その防止対策

1. 車両故障の発生状況

【交通事故による死傷者数】

自動車全体として交通事故件数、及び負傷者数・死者数は、減少傾向にある

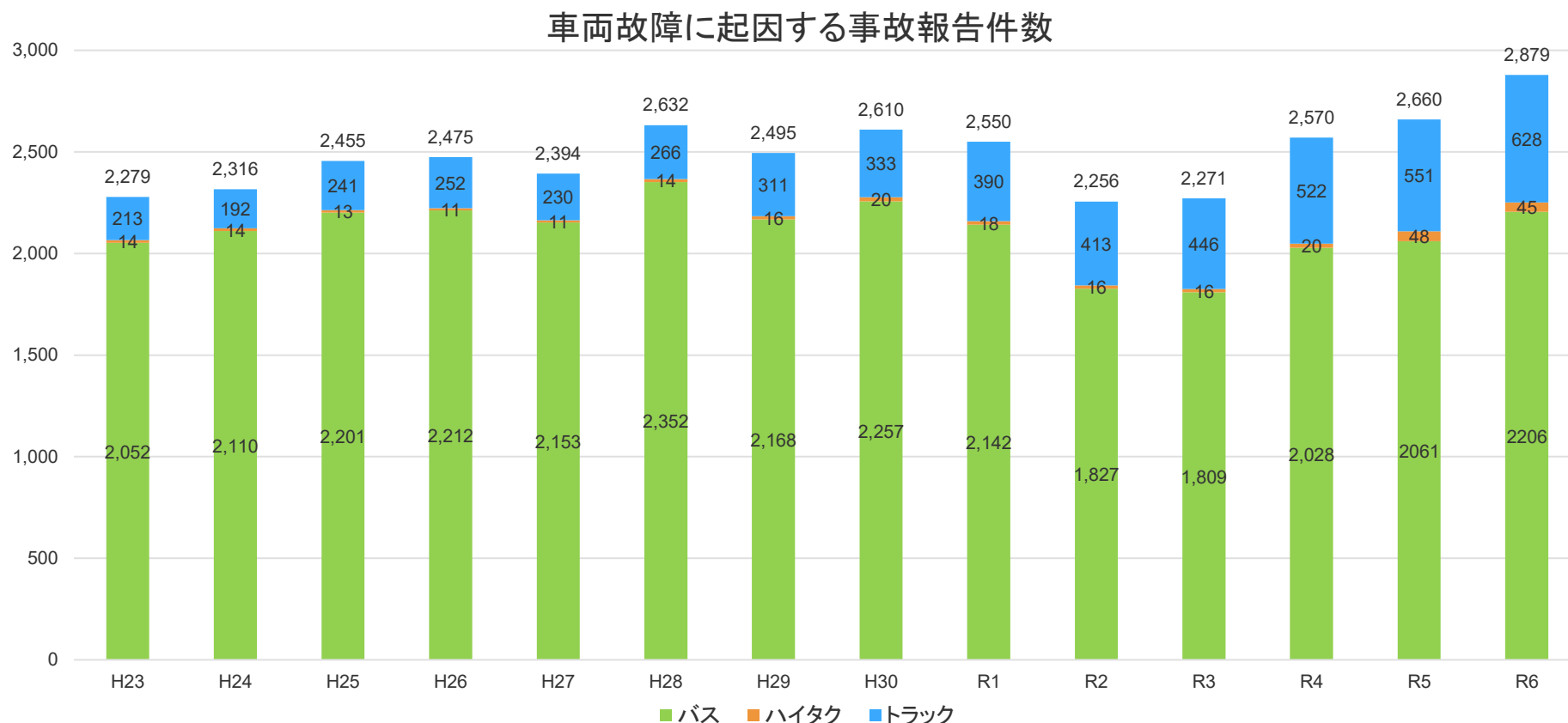


出典:「令和7年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局)

1. 車両故障の発生状況

【車両故障に起因する事故報告件数】

車両故障に起因する事故報告件数は、バスは微増傾向。ハイタク、トラックは横ばい状態



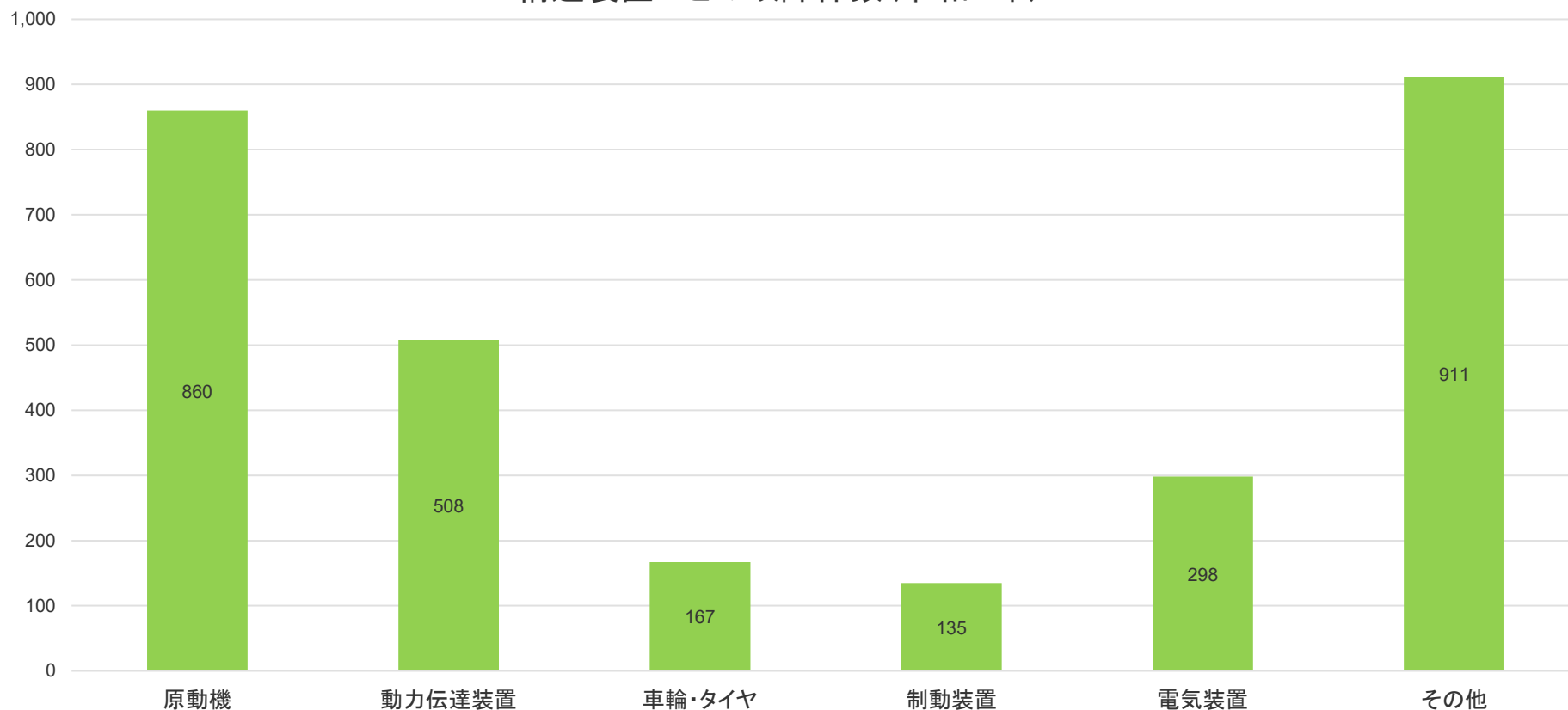
出典:「自動車運送事業用自動車事故統計年報(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)(令和6年)」(国土交通省)

1. 車両故障の発生状況

【構造装置ごとの故障件数】

原動機、動力伝達装置における故障が多い

構造装置ごとの故障件数(令和6年)



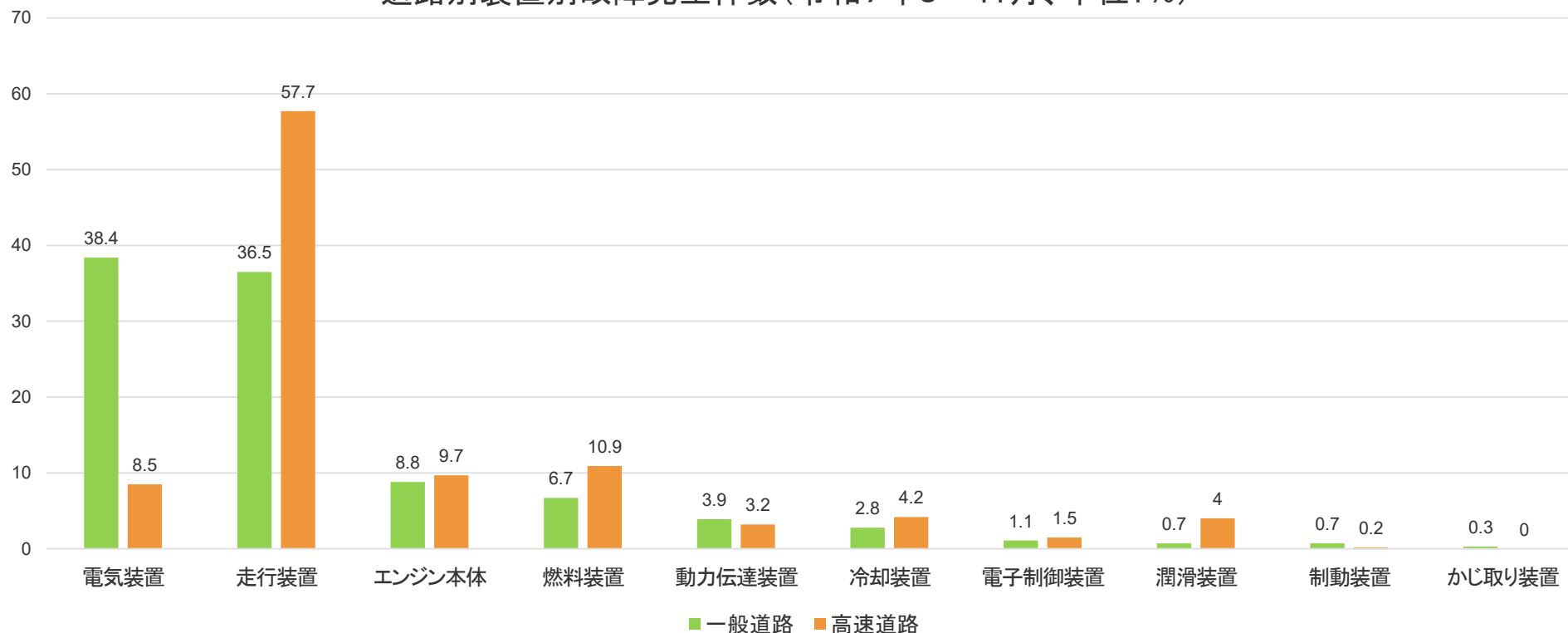
出典:「自動車運送事業用自動車事故統計年報(自動車交通の輸送の安全にかかわる情報)(令和6年)」(国土交通省)

1. 車両故障の発生状況

【道路別装置別故障発生件数】

- 一般道路では、電気装置、走行装置の故障が多い
- 高速道路では、走行装置、燃料装置の故障が多い

道路別装置別故障発生件数(令和7年9～11月、単位:%)



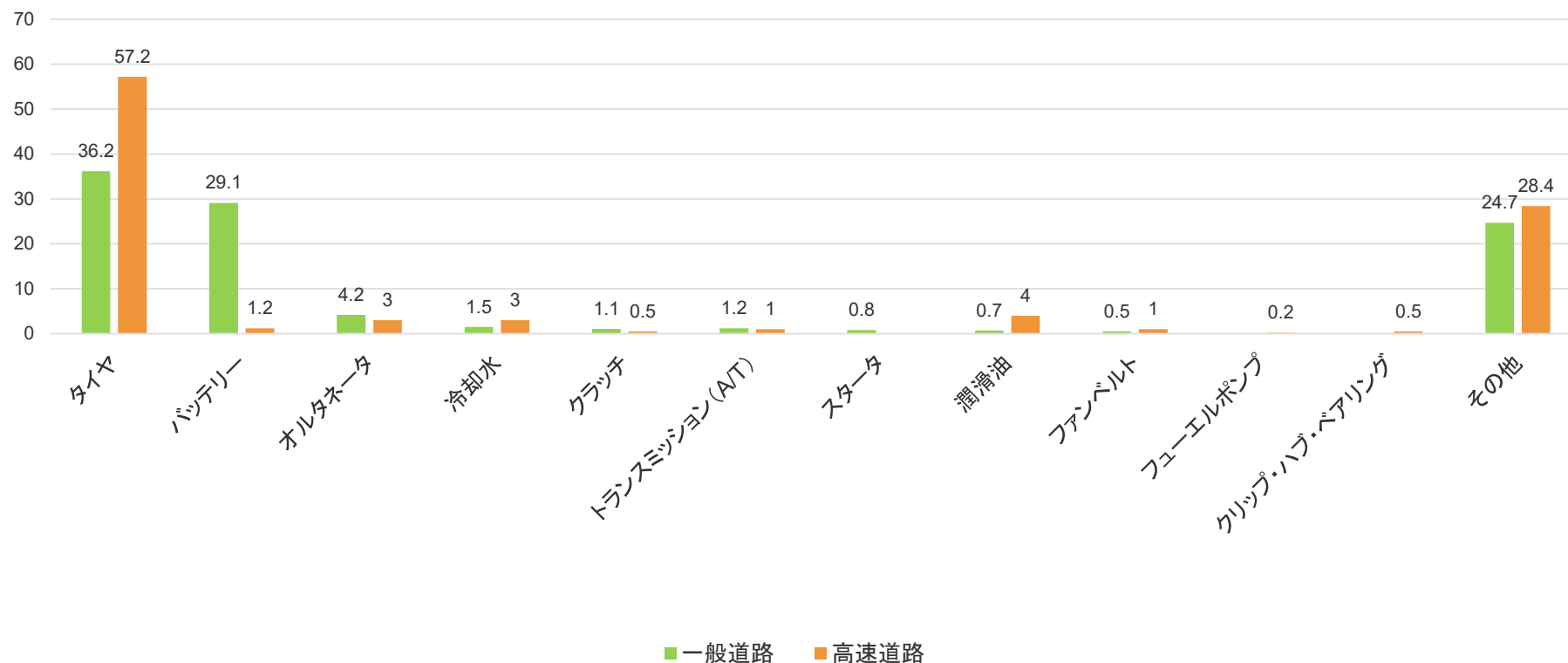
出典:「令和7年度路上故障の実態調査結果」(国土交通省)

1. 車両故障の発生状況

【道路別部位別故障発生件数】

- 一般道路では、タイヤ、バッテリーの故障が多い
- 高速道路では、タイヤ、潤滑油の故障が多い

道路別部位別故障発生件数(令和7年9～11月、単位:%)

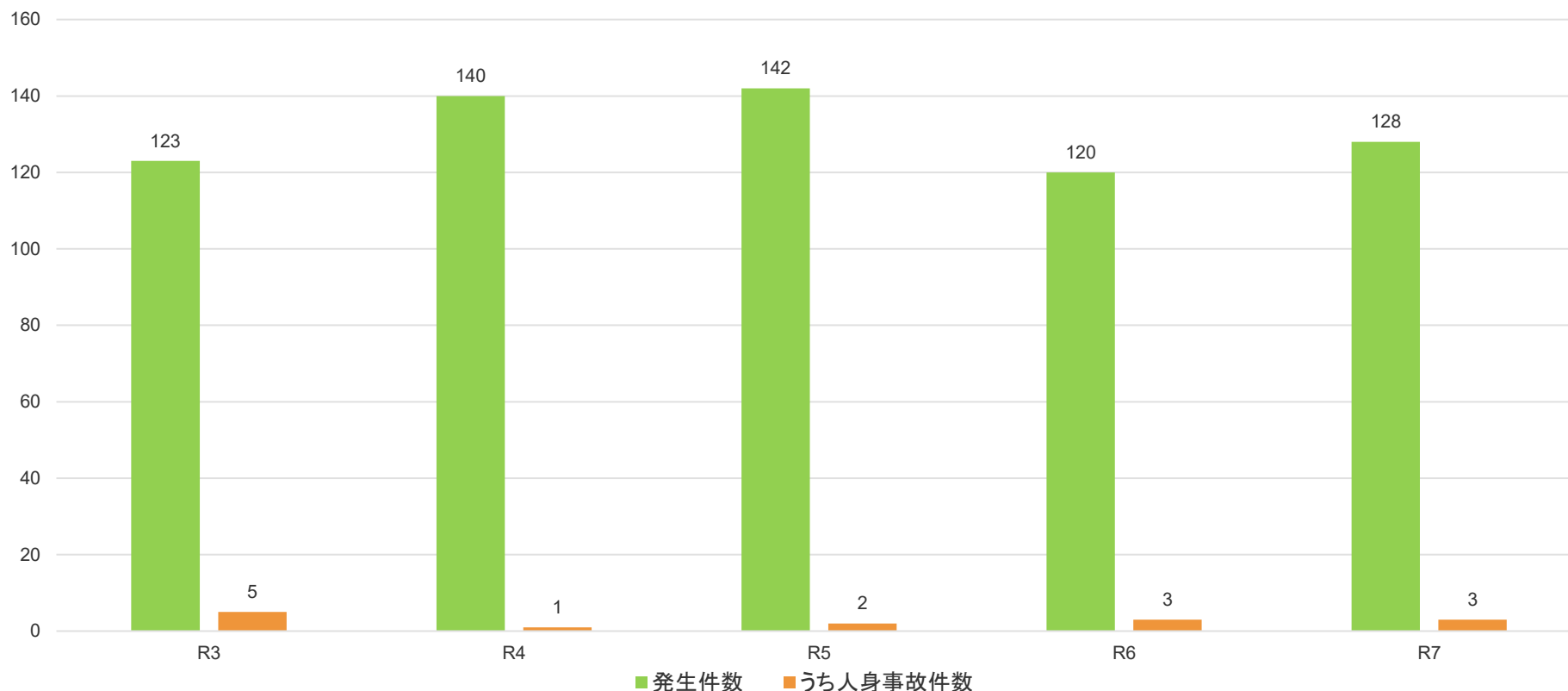


出典:「令和7年度路上故障の実態調査結果」(国土交通省)

【大型車の車輪脱落事故発生状況(年度別)】

- 大型車の車輪脱落事故の発生件数は高止まりの状況
- 令和7年度は、前年度より8件増加し128件であった

大型車の車輪脱落事故発生状況

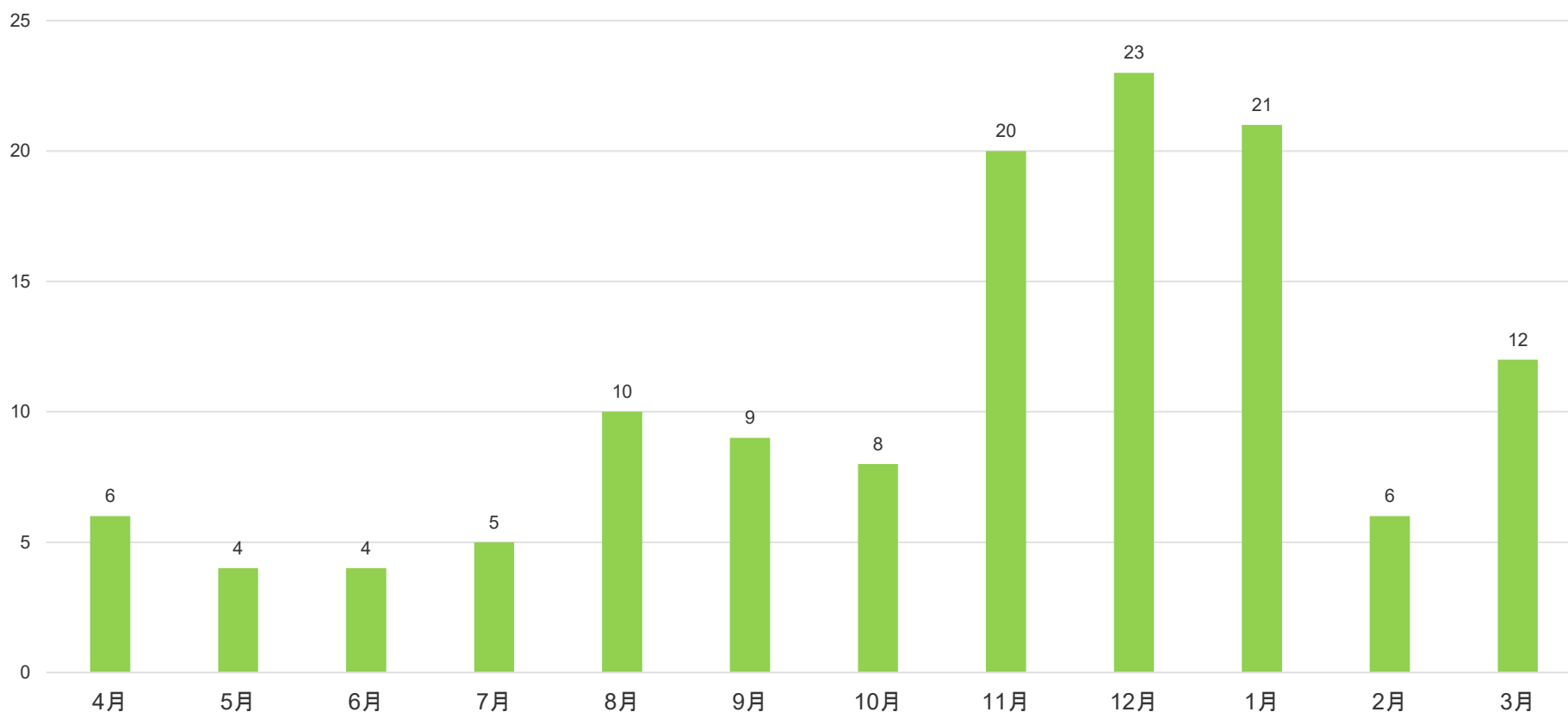


出典:「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」(国土交通省)

【大型車の車輪脱落事故発生状況(月別)】

大型車の車輪脱落事故の多くは、冬季(11～1月)に発生している

大型車の車輪脱落事故の月別発生件数(令和7年度)

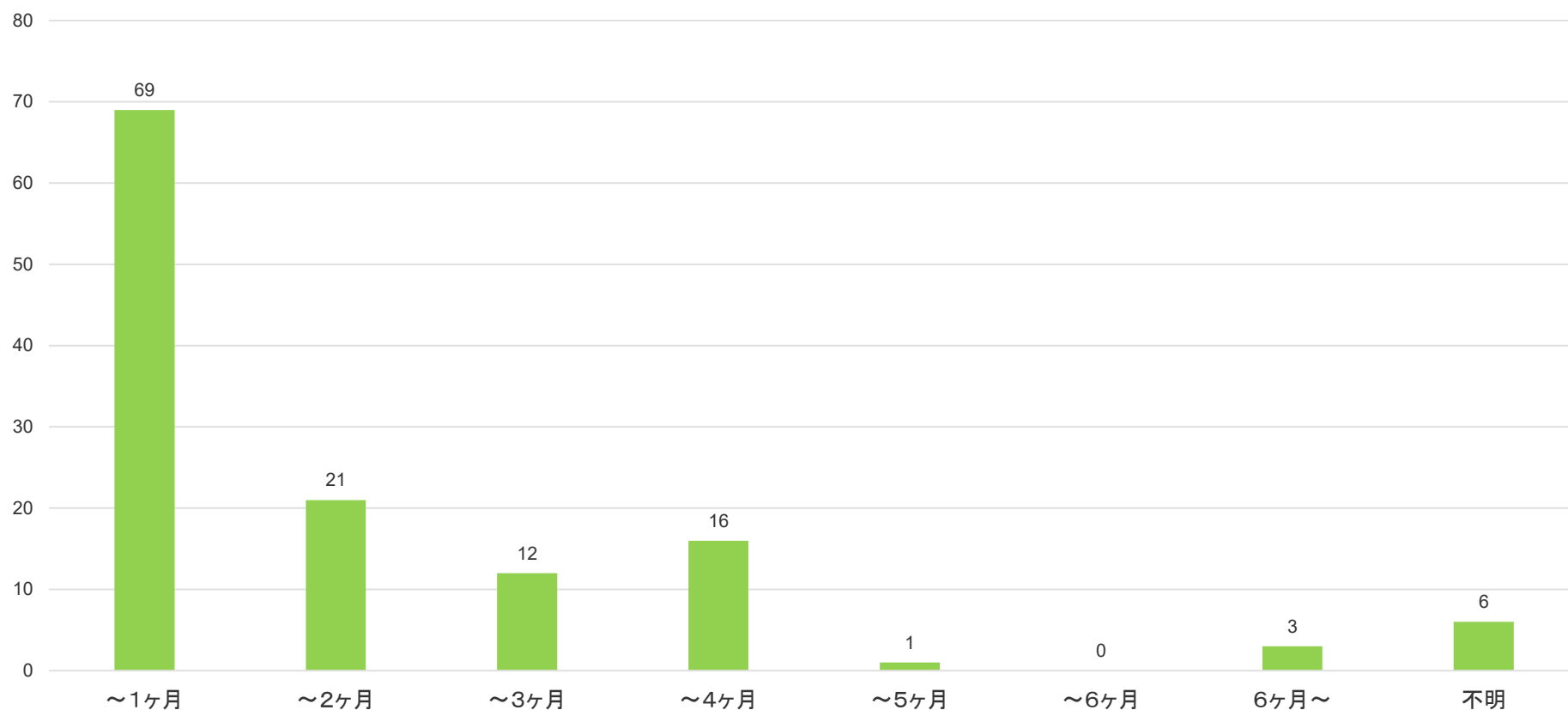


出典:「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」(国土交通省)

【大型車の車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間】

大型車の車輪脱落事故の多くは、作業後1か月以内に発生している

大型車の車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別発生件数(令和7年度)

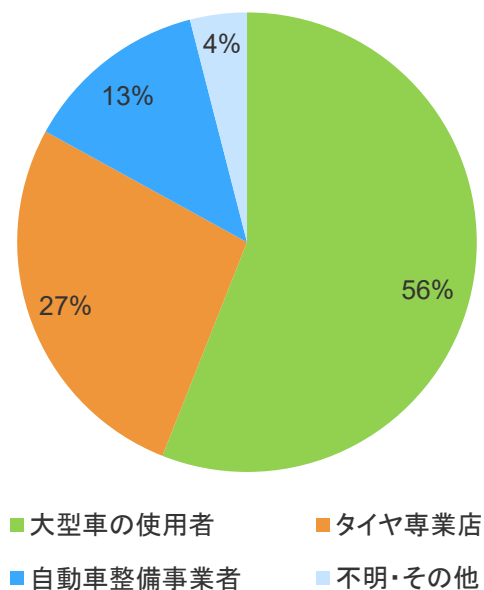


出典:「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」(国土交通省)

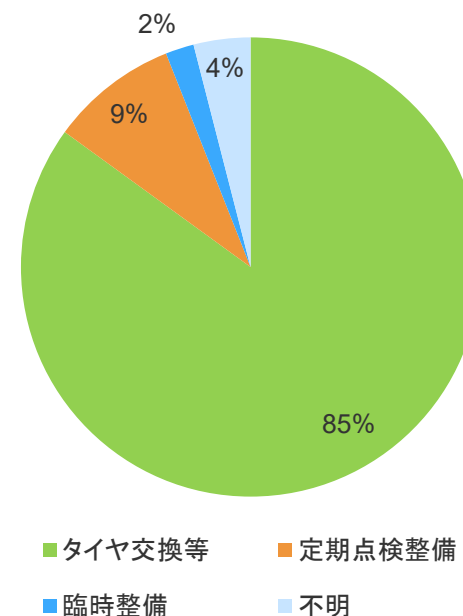
【タイヤ脱着作業】

- 大型車の車輪脱落事故の多くは、大型車ユーザーによるタイヤ脱着作業後に発生している
- 大型車の車輪脱落事故の多くは、タイヤ交換等の実施後に発生している

車輪脱落事故のタイヤ脱着作業
実施者別発生件数
(令和7年度)



車輪脱落事故のタイヤ脱着作業
内容別発生件数
(令和7年度)



出典:「自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告」(国土交通省)

【車両故障・事故の実例：整備作業中の事故】

整備作業中の事故発生を防止するために、安全ルールを徹底する必要がある

● 事故状況

- － 大型車両において、左タイヤ付近の路肩灯が点灯していないことに気付いたため、常駐している外注作業員に対し、口頭で路肩灯の修理を依頼。
- － 駐車場にて、当該作業員が路肩灯の修理作業を行っていた際に、別の従業員が作業中の作業員に気付かず、当該大型車両を移動したところ、作業中の作業員が轢かれて死亡した。（1人で作業をしていたため一部状況は推測による）

● 事故原因

- － 外注作業員による作業の実施状況の管理ができていなかった。
- － 車両点検・整備時のルールが統一できていなかった。

● 再発防止対策

- － 自社の従業員のみならず、外注作業員においても作業実施状況の管理等を徹底する。
- － 車両点検・整備時のマニュアルや車両移動・誘導時のルールを定め、徹底する。
- － 危険予知トレーニングを実施する。

【車両故障・事故の実例：制動装置・走行装置等の故障による火災】

制動装置・走行装置は、特に留意して定期的な交換・点検整備を実施する必要がある

● 事故状況

- － 一般道を走行中、トレーラ後方から「パーンツ」という大きく不自然な音が聞こえたため、路肩に停車した。
運転者が確認するため、車両を降りたところ、再度「パーンツ」という音が複数回鳴り響き、トレーラ右側後方のタイヤから出火したため、
備え付けの消火器で消火作業を行った。

● 事故原因

- － 右後輪スプリング・ブレーキのエア・ホースが接続不良になっており、ブレーキが引き摺り状態となったため、タイヤから出火に至ったと
推定される。
- － 制動装置の定期的な交換、点検整備を怠ったことが起因と推定される。

● 再発防止対策

- － 日常点検整備・定期点検整備を確実に実施する。
- － 走行装置・制動装置等を重点項目として点検する。
(タイヤの空気圧、亀裂・損傷、異常摩耗、溝の深さ等)
- － 走行中、車両に違和感があったら、直ちに停車して車両を確認する。

【車両故障・事故の実例：整備管理者による日常点検整備の励行の不足】

適切な整備が行われていなかったことによる事故の場合、整備管理者が責任を問われる可能性がある

● 事故状況

- － 大型トラックが一般道を走行。対向車線にはみ出して乗用車に衝突後、回転して横転。後続の軽自動車を押しつぶした。
- － この事故によって、衝突した乗用車の運転手が足の骨を折る、押しつぶされた軽自動車の運転手が死亡等計2名の死傷者が出た。
- － 事故後の調査でタイヤの摩耗があったことから、適切な整備を怠ったとして、整備管理者である会社役員も業務上過失致死の容疑で書類送検された。

● 事故原因

- － タイヤが摩耗していた。
- － 整備管理者が、運転者に対して適切な日常点検整備の励行をできていなかった。

● 再発防止対策

- － タイヤの状態は、日常点検・定期点検の中でも特に重点的な項目として点検する。
- － 整備管理者は、日常点検整備を運転者に励行させるとともに、日常点検整備の状況に鑑み、運行の可否を判断し、的確な指示を行う。

【車両故障の発生対策】

車両故障発生状況について、車種別、部位別、道路別等の特徴を把握し、使用実態も考慮した上で対策を講じることが重要である

車両故障を防止するため、整備管理者は以下の点に留意する必要がある。

● 日常点検

- 故障発生状況をもとに、管理する車両の運行状況に応じて、確実に励行する又は励行させる。
- 日常点検整備の状況に鑑み、運行の可否を判断し、的確な指示を行う。

● 定期点検

- 確実に定期点検整備を実施する。
(定期点検自体は外部へ依頼することが可能であり、自社で実施する必要はない)

● 重点項目

- 日常点検・定期点検整備の際は、各々の点検項目に重点項目を加えて実施する。

● 点検実施体制

- 運行実態に合わせた点検実施体制を整える。
- 年間を通して毎月の重点項目を定めて、年間予防整備計画を立てる。

● 運転者への教育

- 走行中、車両に違和感があったら、直ちに停車して車両を確認するよう徹底させる。
- 自社の従業員のみならず、外注作業員においても作業実施状況の管理等を徹底させる。
- 車両点検・整備時のマニュアルや車両移動・誘導時のルールを定め、徹底させる。

【自動車事故報告書の提出】

- 自動車事故報告規則に規定される事故が発生した場合、発生日から30日以内に、自動車事故報告書を提出しなければならない
 - 提出先は、所属する営業所等を管轄する運輸支局等
-
- 自動車事故報告規則に規定される重大事故や、車両故障による運行停止が発生した場合、営業所等において事故概要の記録保存を行い、再発防止対策を実施することに加え、国土交通大臣への事故報告が必要である。事故の発生日から30日以内に、管轄の運輸支局等へ、自動車事故報告書を3部提出する。
 - － 装置の故障の場合は、報告書に加え、車両故障事故報告書添付票が必要となる。
 - 自動車事故報告規則に規定のない、軽微な物損事故等の場合は、報告書の提出義務はないが、営業所等において事故概要の記録保存を行い、再発防止対策を実施する必要がある。

【自動車事故報告規則第3条】

旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から**三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。**

【自動車事故報告書の提出が必要となる事故】

- ・ 事故報告書を提出しなければならない事故は、自動車事故報告規則第2条に規定されている
 - ・ 死者が発生したり、酒気帯び運転があった場合は、発生から24時間以内に、所属する営業所等を管轄する運輸支局等に速報しなければならない
-
- 自動車事故報告書を提出しなければならない事故のうち、整備管理者が関係するものとして、次の例が挙げられる。
 - － 火災が発生した場合
 - － 自動車の装置の故障により、運行できなくなった場合
 - － 車輪の脱落や、トレーラの分離が発生した場合
 - 車両故障が起こった際、交通事故に至らなくても、運行を中止し再開できなかった場合や、乗務員以外の者の修理等により運行再開した場合は、報告書の提出が必要となる。
 - 死者が発生したり、酒気帯び運転があった場合など、特に重大な事故については、発生から24時間以内に、管轄の運輸支局等に速報しなければならない。

【自動車事故報告規則第2条】※車両故障に関係する事故のみ抜粋

この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの

十二 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）

3. 車両故障に起因する自動車事故報告について

【自動車事故報告書の様式】

別記様式（第3条関係）										（表）									
自動車事故報告書																			
宛て 自動車の利用者の氏名又は名称 住所 電話番号 年 月 日 提出																			
☆発生日時		年 月 日		時 分		天 候		1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他		☆路線名 又は道路名		道 線							
☆発生場所		都道府県		区市郡		町村		番地		☆自動車登録番号 又は車両番号									
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置																			
☆当時の状況																			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）																			
☆当時の処置																			
☆事故の原因																			
☆再発防止 対 策																			
※備 考																			

（日本産業規格A列4番）

別記様式（第3条関係）										（表）									
自動車事故報告書																			
宛て 自動車の利用者の氏名又は名称 住所 電話番号 年 月 日 提出																			
☆発生日時		年 月 日		時 分		天 候		1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他		☆路線名 又は道路名		道 線							
☆発生場所		都道府県		区市郡		町村		番地		☆自動車登録番号 又は車両番号									
☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置																			
☆当時の状況																			
☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして図示すること。）																			
☆当時の処置																			
☆事故の原因																			
☆再発防止 対 策																			
※備 考																			

（日本産業規格A列4番）

3. 車両故障に起因する自動車事故報告について

【車両故障事故報告書添付票の様式】

別表3 車両故障事故報告書添付票

自動車検査証の有効期間	年 月 日まで	
使用開始後の総走行距離	km	
最近における大規模な改造	内容	
	施行期日	年 月 日
	施行者	
破損又は脱落部品名		
同上部品の名称		前後 左右
当該部品を取付けてから事故発生までの走行キロ	km	
当該部品を含む装置の整備及び改造の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
破損又は脱落の状況 (略図又は写真)		
当該部品の製作者（不明の場合は販売者）の氏名又は名称及び住所		
疲労又は急進破損の別		
材質、加工、設計当に対する意見		

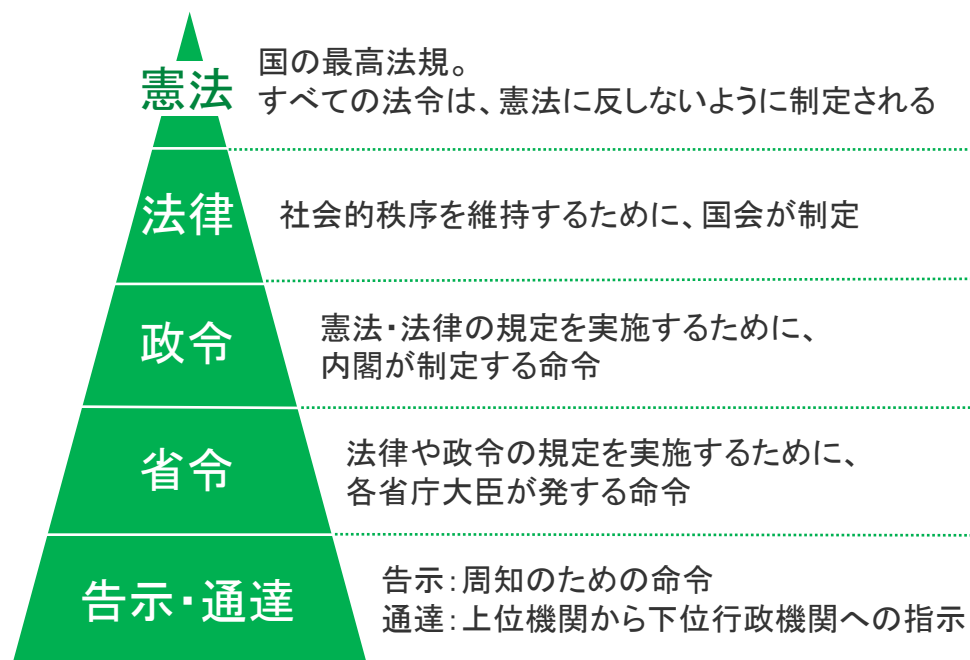
4 | 車両管理上必要な関係法令

1. 道路運送車両法の目的・体系

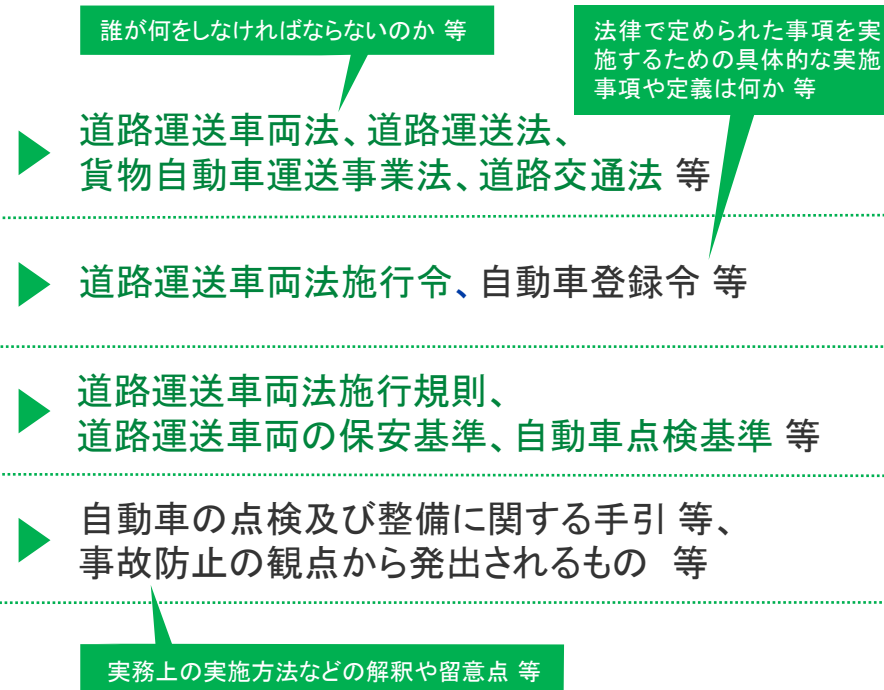
【整備管理者に関する法令】

整備管理者の業務は、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法等の法律に規定されており、その具体的な実施方法は道路運送車両法施行規則等に規定されている

憲法、法律、政省令等の関係



整備管理者の業務に関する法令



【道路運送車両法】

- ・道路運送車両法の目的のうち、特に「安全性の確保」「公害の防止・環境の保全」は整備管理者制度の目的ともいえる
- ・道路運送車両法の各条項の定めを実施するための規定が、政省令や告示等で規定されている

整備管理者制度の目的

● 道路運送車両法の目的

道路運送車両に関する①所有権の公証等、②安全性の確保、③公害の防止・環境の保全、④整備についての技術向上、⑤自動車整備事業の健全な発達により、公共の福祉を増進すること

● 道路運送車両法に関する政省令、告示・通達とその内容（例示）

項目	道路運送車両法	政省令	告示・通達
点検整備関係	第47条（使用者の点検及び整備の義務）		道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行について
	第47条の2（日常点検整備）	点検基準第1条	自動車の点検及び整備に関する手引
	第48条（定期点検整備）	点検基準第2条	液化石油ガス（LPガス）を燃料とする自動車の構造基準について
検査関係	第61条（自動車検査証の有効期限）	施行規則第37条、第44条	自動車検査業務等の実施要領

【道路運送車両法】第1条

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

【その他関係する法令】

道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路運送車両法、道路交通法と各法各条項に関する政省令、告示・通達についても正しい理解と実践が必要となる

- 道路運送車両法以外にも、法律とそれに対応する政省令、告示・通達により、整備管理者や運送事業者に関する責任や義務等が規定されている。
- 例えば、
 - － 旅客運送を行う場合は道路運送車両法と旅客自動車運送事業施行規則
 - － 貨物運送を行う場合は貨物自動車運送事業法と貨物自動車運送事業輸送安全規則が、非常に重要となる他、
 - － 運送事業者であるか否かを問わず、道路交通法の理解と実践が、道路利用には必要不可欠である。

法律	政省令	告示・通達
道路運送法	旅客自動車運送事業施行規則、自動車事故報告規則	
貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業輸送安全規則、 自動車事故報告規則	
道路交通法		故障車両の整備確認の手続き等に関する 命令の運用等について

5 | 車両の整備管理の内容

【義務及び目的】

自動車の使用者は、経済的な運用、車両欠陥による事故の防止、整備不良に伴う排出ガス・騒音等の公害防止等のためにも、車両整備を実施する必要がある

- **車両の整備管理**とは、
自動車の保安確保、公害防止対策としての**整備管理**
整備管理：日常・定期点検などの計画整備、路上故障時等の臨時整備
例）CO₂削減のための燃費管理 エコドライブによる事故の抑止 等

経済的な運用をするための**使用管理**
使用管理：車両使用実績の把握、燃料油脂の管理、タイヤの管理
例）タイヤのローテーション等使用基準による、タイヤ寿命の延長 等
- 車両の整備管理は**自動車の使用者に義務付けられている**

何をするのか

を合理的に行うこと

誰がするのか

- 車両の整備管理は、
**経済的な運用（コストの低減）、車両欠陥による事故の防止、
整備不良に伴う排出ガス・騒音等の公害防止**のために必要不可欠

何のためにするのか

2. 車両の整備管理の内容と実務

【主な車両の整備管理】

車両の整備管理の適切な実施により、安全確保・公害防止や、燃料や油脂、タイヤ管理による自動車の経済的な運用が期待できる

主な車両の整備管理の内容と実務

主な車両の整備管理の内容と実務				
実施内容		燃費の管理	油脂の管理	タイヤの管理
		・ 車両ごとの燃費の把握 ・ エンジンオイルの汚れ・油量等の点検 ・ オイル・フィルタの交換 ・ エア・クリーナの掃除、エレメントの交換 ・ タイヤ空気圧調整	・ エンジンオイルの消費量（補給量と交換量）の把握 ・ 交換時期はオイルの劣化程度により決定 ・ 潤滑オイルは使用目的に応じて選定	・ タイヤの選定基準や、ローテーションの基準策定 ・ 使用するタイヤのサイズ、空気圧、摩耗限度等の把握
効果	安全確保・公害防止	燃費向上によるCO ₂ 排出量の削減	燃費向上によるCO ₂ 排出量の削減	燃費向上によるCO ₂ 排出量の削減
	経済的な運用	燃料費用の削減	車両の寿命延長、燃費の向上	タイヤ寿命延長による経費削減

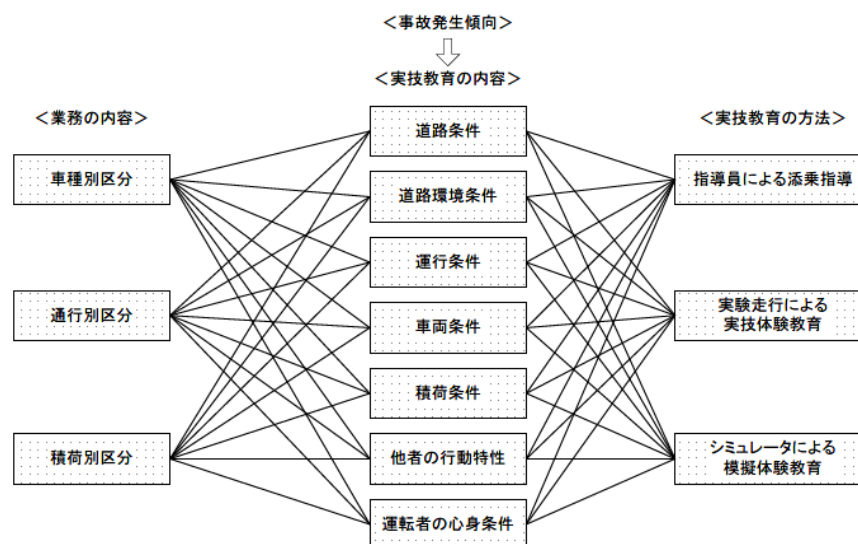
6 | 運転者等に対する指導教育

【運転者及び整備要員に対する指導教育の基本】

運転者及び整備要員（運転者等）に対する指導教育では、整備管理者が点検・整備の実務や車両構造等を熟知し、効果的に行うための社内体制を整えることが重要である

● 主な指導教育事項

- ・自動車の構造装置（制動装置、走行装置、原動機、燃料装置、冷却装置など）
 - ・日常点検等点検整備の方法（日常点検の必要性、留意事項、効率的な実施方法など）
- 指導教育を効果的に行うためには、十分な社内体制（運転者等へ教育ができる組織づくり、教育するための情報の収集や知識・技能の習得ができる環境を整えることなど）を整え、「業務の内容」、「事故発生傾向」及び「実技教育の方法」といった各項目について、使用者の立場で検討し、実施することが重要。



【自動車の構造装置に関する指導】

自動車の構造装置については、その他を含む10の構造装置について指導を行う必要がある

- 自動車の構造装置については、次の内容について指導を行う必要がある。
 - － かじ取り装置
 - － 制動装置
 - － 走行装置
 - － 原動機
 - － 燃料装置
 - － 冷却装置
 - － 電気装置
 - － 動力伝達装置
 - － 緩衝装置
 - － その他(●ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置、●警音器、窓ふき器、洗浄噴射装置、デフロスタ及び施錠装置、●エキゾースト・パイプ及びマフラ、●エア・コンプレッサ、●高圧ガスを燃料とする燃料装置等、●車体及び車枠、●連結装置、●座席、●開扉発車防止装置、●その他)

【道路運送車両の保安基準】

道路運送車両法に基づき、自動車の安全確保と公害防止のため保安基準が定められ、これに適合しない車両の運行や不正改造は禁止されている

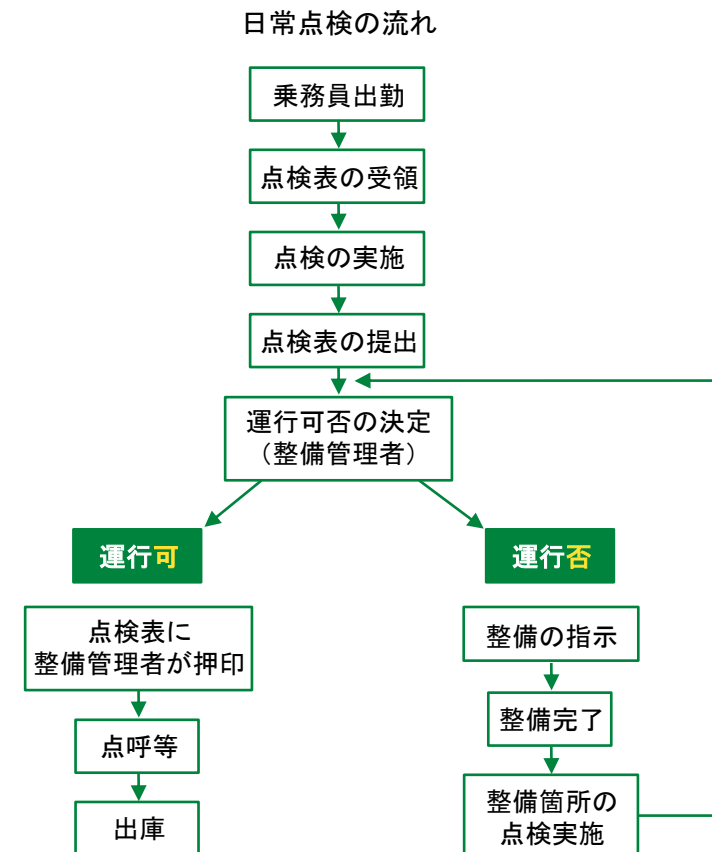
- 保安基準に適合しなくなる装置の取付又は取り外しや改造等を行うことを不正改造という。自動車の使用者は、点検及び整備を行うことにより、**自動車を保安基準に適合するよう維持する義務がある**
- **主な不正改造の例**
 - － 基準不適合マフラーの装着、消音器の取り外し
 - － 灯火類の色の変更
 - － タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）外へのはみ出し
 - － 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）
 - － 貨物自動車に係る以下の行為
 - ・ 土砂ダンプ荷台さし枠の取り付け・燃料タンクの増設
 - ・ 突入防止装置の切断・取り外し
 - ・ 大型後部反射器の取り外し
 - ・ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し

【日常点検等点検整備の方法に関する指導】

日常点検は、安全運転をするための基本的準備であるが、点検を実施する運転者等に対する指導教育が不十分な場合には、適切な点検が行われないおそれがある

- 正しい日常点検の習慣を確立するには、次のような教育や日常点検の立ち会い等を行うとよい。

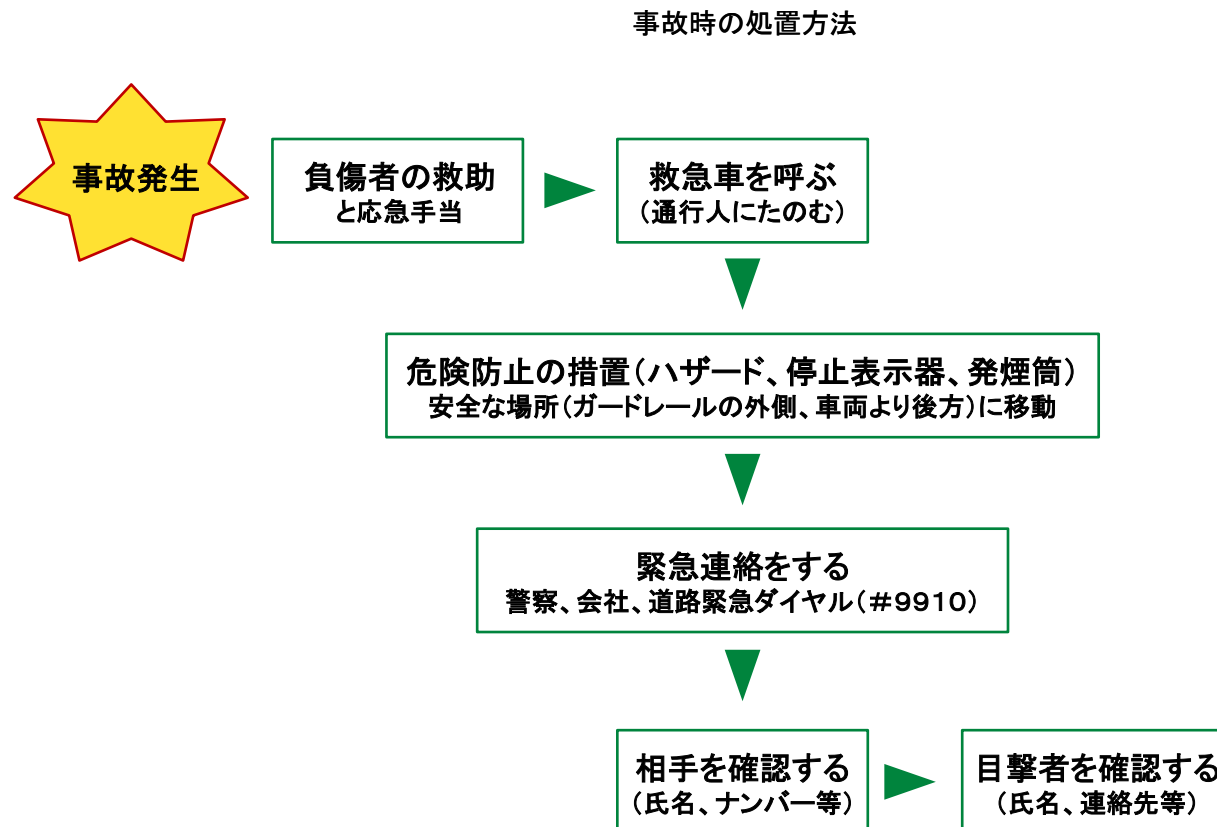
- ① 日常点検は車の状態を把握する大事な作業であることを教える。
- ② 車の簡単なメカニズムと日常点検との関連を説明する。
- ③ 日常点検が適切に行われない場合、それが重大事故を引き起こす可能性があることを説明する。
- ④ 日常点検の適切な実施のため、点検表を作成し使用する。
- ⑤ 日常点検の実習を行う。
- ⑥ 日常点検に管理者や監督者も参加する。



4. 車両故障や事故時の処置方法

【車両故障や事故時の処置方法】

運転者が車両故障や事故時に適切に対処できるよう、日頃から、適切な対処方法を策定し、教育指導しておくことが必要



【大型車の車輪脱落事故防止対策に関する指導教育】

大型車の車輪脱落は、一歩間違えば歩道を通行する歩行者や自転車を巻き込み、死亡に至る事故となる。悲惨な事故をなくすためにも、事故防止対策の積極的な取組が求められる

- 計画的なタイヤ脱着作業となるよう日程、時間の調整等を実施。
- 社内のタイヤ脱着作業員への正しい知識の伝達（社内でタイヤ脱着作業を行う場合。）
なお、整備管理者は、作業者に作業管理表等に沿って作業を実施させ、その結果を記録させることにより、脱着作業が適切に行われていることを確認。
- 錆が著しいディスク・ホイール、劣化したボルト、ナットの不使用の徹底。また、ホイール、ナットが新品の状態から4年以上経過している場合は重点的な確認。
- 脱着後の増し締め等、保守管理の徹底（増し締めをやむを得ず車載工具で行う場合の実施方法の指導（作業
者、運転者） なお、車載工具で増し締めを行った場合は、必ず帰庫時にトルクレンチを使用して規定のトルク
で締付。）。
- 日常点検を活用した、運行前の確実な緩み点検の実施。

7 | その他整備や事故防止対策に関するお知らせ

【大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン】(令和7年10月1日報道発表)

大型車の冬用タイヤ交換時期に増加する車輪脱落事故の防止のため、令和7年10月から令和8年2月にかけて、確実な作業と保守管理の徹底を呼びかけるキャンペーンを実施

- 令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」の中間とりまとめにおいて、事故の調査・分析が行われ、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが行われていないことが多くの事故で確認された。
- 大型車の使用者や整備に関わる全ての関係者に対し、令和7年10月1日から令和8年2月28日に実施される車輪脱落事故防止キャンペーンの内容：
 - － **適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性についての周知・啓発**
適切なタイヤ脱着作業の動画やポスター、チラシを活用
 - － **冬用タイヤ交換作業の平準化の推進**
積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中しないよう、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう計画的にタイヤ交換を行う
 - － **車輪脱落予兆検知装置について普及促進**
ハード対策である車輪脱落予兆検知装置をASV補助対象に追加し普及促進を図る

【車輪脱落事故の防止対策：整備管理者が留意すること】

自社で大型車のタイヤを交換する場合は、タイヤ脱着作業管理表・日常点検表等を活用して作業を実施する（様式は次ページに掲載）

- 自社で大型車のタイヤ交換作業を行うときは、作業者に、タイヤ脱着作業管理表に沿って作業を実施させ、その結果を記録させる。
- タイヤ交換作業完了後、タイヤ脱着作業管理表をもとに適正なタイヤ交換作業が行われていることを確認する。
- タイヤ脱着作業管理表を使用して、増し締めの実施結果を記録する。
- 日常点検表を使用して、「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行う。
- 増し締め実施後、点検ハンマーによる確認手法のほか、ホイール・ナットヘマーキングを施す、又は、ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類を装着し、それらのずれを確認する手法により、ホイール・ナットの緩みの点検を確実に把握する。

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

タイヤ脱着作業管理表・日常点検表の様式例

別紙1(様式例)

タイヤ脱着作業管理表

登録番号又は車番		整備管理者確認欄	
作業実施者名			
実施日 令和 年 月 日			
実施箇所	確認・作業内容	結果 (実施✓、交換×)	
清掃の実施	ハブ面	ディスク・ホイール取付面の錆や泥、ゴミなどを取り除く。	
		○ ハブのはめ合い部（インロー部）の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ディスク・ホイール	ホイール・ナットの当たり面、ハブ取付面の錆やゴミ、泥などを取り除く。	
	ホイール・ボルト、ナット	ホイール・ボルト、ナットの錆やゴミ、泥などを取り除く。	
点検の実施	ハブ面	ディスク・ホイールの取付面に著しい摩耗や損傷がないかを確認	
	ディスク・ホイール	ボルト穴や飾り穴のまわりに亀裂や損傷がないかを確認	
		ホイール・ナットの当たり面に亀裂や損傷、摩耗がないかを確認	
		溶接部に亀裂や損傷がないかを確認	
	ホイール・ボルト、ナット	ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを確認	
		亀裂、損傷がないかを確認	
		ボルトの伸び、著しい錆がないかを確認	
		ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがないかを確認	
		○ ナットの座金（ワッシャ）が、スムーズに回転するかを確認	
	油脂類塗布の実施	ホイール・ボルト	※ ナットの座面部（球面座）に錆や傷、ゴミがないかを確認
ホイール・ナット		☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		☆ ネジ部にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
		※ 座面部（球面座）にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。	
ハブ	○ 座金（ワッシャ）とナットとのすき間にエンジンオイルなどの潤滑剤を薄く塗布する。		
取付	○ ハブのはめ合い部（インロー部）に、グリースを薄く塗布する。		
保守	ホイール・ナットの締め締め	■ タイヤ脱着作業時の締め付けトルク値 △	

※ JIS方式が対象。

○ ISO方式が対象。ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールと座金（ワッシャ）との当たり面には、塗装、エンジンオイルなどの油脂類の塗布を行わないよう注意すること。

■ 規定の締め付けトルク値は、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近くに表示されています。

△ 対角線順に2～3回に分けて締め付け（最後の締め付けはトルクレンチで規定トルクで締め付ける）。

二硫化モリブデン入りオイル等は使用しない。また、トレーラの車種によっては潤滑剤の塗布が不要な箇所もあることに留意すること。

注 この内容に沿ったものであれば、自社の様式を使用してもよい。

別紙2(様式例)

日常点検表

登録番号又は車番		運行管理者（補助者）確認欄		
点検実施者（運転者）名		整備管理者（補助者）確認欄		
実施日 令和 年 月 日				
点検箇所	点検項目	点検結果 (○・×)		
運転席での点検	ブレーキ・ペダル	踏みしろ、ブレーキのきき	踏みしろ ブレーキのきき	
	駐車ブレーキ・レバー (パーキング・ブレーキ・レバー)	引きしろ（踏みしろ）		
	原動機（エンジン）	※ かかり具合、異音	かかり具合 異音	
	ウィンド・ウォッシャ	※ 低速、加速の状態		
	ワイパー	※ 噴射状態		
	○ 空気圧力計	※ 拭き取りの状態		
エンジン・ルームの点検	○ ブレーキ・バルブ	空気圧力の上がり具合		
	ウィンド・ウォッシャ・タンク	排気音		
	ブレーキのリザーバ・タンク	※ 液量		
	バッテリー	液量		
	ラジエーターなどの冷却装置	※ リザーバ・タンク内の液量		
	潤滑装置	※ エンジン・オイルの量		
車の周りからの点検	ファン・ベルト	※ 張り具合、損傷	張り具合 損傷	
	灯火装置（前照灯・車幅灯・尾灯・制動灯・後退灯・番号灯・側方灯・反射器）、方向指示器	点灯・点滅具合、汚れ、損傷	点灯・点滅具合 汚れ 損傷	
	タイヤ	空気圧		
		□ ディスク・ホイールの取付状態	ナット緩み・脱落 ボルト付近さび汁 ボルト突出不揃い、折損	
		亀裂、損傷	亀裂 損傷	
		異状な摩耗		
	○ エア・タンク	※ 溝の深さ		
	○ ブレーキ・ペダル	※ タンク内の凝水		
		※ ブレーキ・チャンバのロッドのストローク		
	前日・前回の運行において異状が認められた箇所		※ ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	

※印の点検は、当該自動車の走行距離・運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

○印の項目はエア・ブレーキを用いた自動車の点検項目を示す。

□印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上に該当する車両の場合は必ず実施すること。

注 ディスク・ホイールの取付状態の点検項目が細分化された内容が点検されるようになっていれば、自社の様式を使用してもよい。

【大型車の車輪脱落事故防止のための5つのポイント】

- ・ 点検整備の適切な実施
- ・ 錆びたナットの清掃・交換
- ・ 運行前の点検における緩みの確認
- ・ トルクレンチでの適正締付
- ・ ナット・ワッシャーの隙間への給脂

防ごう大型車の車輪脱落事故

おとさめ 点検整備
 おとさめ 点検整備
 メンテしなくても大丈夫です!!
 点検整備は、車検の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

トルクレンチで 適正締付
 トルクレンチで
 適正トルクレンチによる規定トルクの締め付け。
 タイヤ交換後の増し締めの実施。

錆びたナットは 清掃・交換
 ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

ナット・ワッシャー 隙間に給脂
 ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすり隙にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

いちにち一度は ゆるみの点検
 運行前に特に脱着が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触りながら点検します。

© 日本自動車工業会

タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、「車載の『取扱説明書』」や「本紙裏面に記載の『車輪脱落を防ぐ5つのポイント』」、「下記の『その他、ホイールナット締め付け時の注意点』」などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「指定の締め付けトルク」で行ってください。
 ※ホイール取付方式には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り付け方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業をお願いします。

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの潤滑について

ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすり隙にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転する点検し、スムーズに交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部)も、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

ホイールナット締め付け時の注意点!

ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)	
ホイールサイズとボルト穴数(PCD)	18.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD356mm)
ボルトサイズ	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)
ホイールナット使用ソケット	平面座(ワッシャー付) 1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)
ダブルタイヤ	一つのナットで両輪

ホイールのセンターリング	ハブインロー
アルミホイールの取付替え	ボルト交換
後輪ダブルタイヤの締め付け構造	ホイールナット 平面座 ホイールナット

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。 http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fail_off/

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

【ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！】

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。

著しい錆びのあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください。

ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆びがあると、**規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。**

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、**締め付け力の低下(緩みの発生)をまねきます。**

【チラシPDF二次元コード】



https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/TightenTheWheel_leaf2_250808.pdf

(大型トラック・バス)

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆に注意！

ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの経年使用に伴う著しい錆によるものと思われる「車輪脱落事故」が発生しています。
著しい錆のあるボルト、ナットやホイール、ハブは使わないでください！



ホイールボルト、ナットの錆

ホイールボルトやホイールナットの経年使用に伴う著しい錆があると、規定の締め付けトルクで締め付けても、十分な締め付け力が得られなくなります。

【ホイールボルト、ナットの点検要領】

- 著しい錆の発生がないか点検します。
- 亀裂や損傷がないか点検します。
- ねじ部につぶれや、やせ、かじりなどがいないか点検します。
- ボルトが伸びていないか点検します。



※錆や汚れを落とす、ねじ部にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を塗布してナットをボルトの奥まで回転させたとき、スムーズに回転しない場合は、ねじ部に異常があります。
異常がある場合は、ボルト、ナットをセットで交換してください。また、ボルトが折損していた場合は、その車輪すべてのホイールボルト、ナットを交換してください。

●ナットの座金（ワッシャー）が、スムーズに回転するか点検します。

※ナットと座金（ワッシャー）のすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。

ナットの座金（ディスクホイールとの当たり面）には潤滑剤を塗布しないでください。

ディスクホイール、ハブの錆

ディスクホイールやハブの経年使用やこれまでの清掃不足に伴う著しい錆は、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。

【ハブの点検要領】

- ホイール取付面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ホイール取付面に著しい摩耗や損傷がないか点検します。

※ディスクホイールの破損や、ホイールナットの緩み、ホイールボルトの折損などは、車輪脱落事故の原因となります。



【ディスクホイールの点検要領】

- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に著しい錆の発生がないか点検します。
- ボルト穴やナット穴のまわりに亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイールナットの当たり面に亀裂や損傷がないか点検します。
- 溶接部に亀裂や損傷がないか点検します。
- ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に摩耗や損傷がないか点検します。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面の経年使用に伴う著しい摩耗や亀裂は、ホイールナットの緩みの原因となります。

※ホイール取付面、ホイール合わせ面、ホイールナット当たり面に、追加塗装は行わないでください。薄い塗装は、ナットの緩みやボルト折損の原因となります。



ホイールボルト、ナットやディスクホイール、ハブの錆の影響

～なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか～

解説編

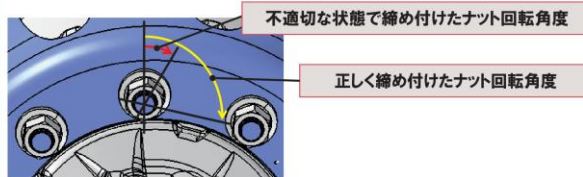
解説編

ホイールボルト、ナットや ディスクホイール、ハブの錆の影響

なぜ錆び落とし、給脂を実施するのか、実施しないとどうなるのか

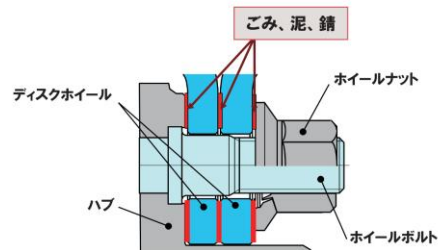
ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の摺動面に
ごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑に回らなくなり、
規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが本来あるべき位置まで
締まらず、十分な締め付け力が得られなくなります。



ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これらが潰れたり、
剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）をまねきます。



ホイールボルト、ナットの清掃・給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部や、ナットと座金（ワッシャー）の
摺動面にごみや泥、錆があったり、給脂をしないと、ナットが円滑
に回らなくなり、規定の締め付けトルクで締め付けても、ナットが
本来あるべき位置まで締まらず、十分な締め付け力が得られな
くなります。

ディスクホイール、ハブの清掃・錆落とし

ディスクホイールとハブ接合面にごみや泥、錆があると、これら
が潰れたり、剥がれることで、締め付け力の低下（緩みの発生）
をまねきます。

【チラシPDF二次元コード】



https://www.jama.or.jp/operation/truck-bus/docs/TightenTheWheel_leaf2_250808.pdf

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

【大型車の適切なタイヤ脱着作業手順ビデオの公開】

国土交通省のYouTubeチャンネルでは、大型車の適切なタイヤ脱着作業手順を説明したビデオを公開している



【啓発動画二次元コード】



https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaYbwEEKAmD5YVi

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

【タイヤバースト防止の点検方法とバースト発生時の対応について】

タイヤがパンクやバーストすると、走行安定性や制動力が低下し、そのまま走り続けるとタイヤの出火につながるおそれがあるほか、重大な事故に繋がる恐れがあります。

運行前には必ずタイヤの点検を行い、パンク・バースト時には適切な対応をお願いします。

タイヤバーストを防ぐために

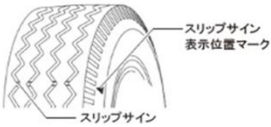
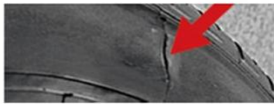
○空気圧点検

- ・エアゲージを使用してください。
- ・標準空気圧に調整してください。



○タイヤの状態点検

- ・以下の時はタイヤを交換してください。

タイヤが摩耗しスリップサインが現れたとき	タイヤに釘や異物等が刺さっているとき	タイヤの接地面や側面に亀裂、損傷があるとき
		
		出典元：横浜ゴム株式会社

タイヤバースト発生時の適切な対応

○急ハンドル、急ブレーキを避けて車両停止

- ・ハンドルをしっかり握り、急ハンドルを避けてください。
- ・急ブレーキは避け、徐々に速度を落とし、ハザードランプで後続車に注意を促しながら、安全な場所に停車してください。（緊急退避所の利用を含む。）

○ブレーキの効きが悪く停止できない場合

- ・シフトダウンして速度を落とし、駐車ブレーキを徐々に作動させてください。

※ブレーキペダルを踏んでいる間は、駐車ブレーキが作動しない車両があります。

詳細は車両の取扱説明書をご覧ください。

【車検の受検可能期間の拡大】(令和6年6月25日報道発表)

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、令和7年4月より、車検証の有効期間満了日の2か月前から車検を受けられる

- 車検需要が年度末に集中し、整備や車検の予約が取りづらくなること、自動車整備士が残業や休日出勤に追われる問題が生じている。
- 道路運送車両法施行規則を改正し、車検の受検可能期間が満了日の2か月前からに拡大。また、自賠責保険の有効期間も整合されるよう自動車損害賠償保障法施行規則を改正。(いずれも**令和7年4月1日施行**)

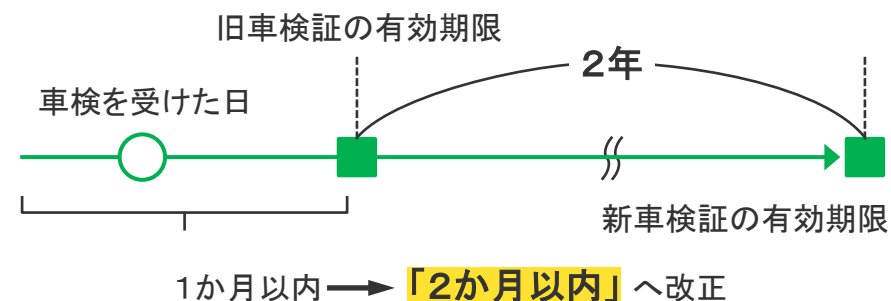
車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

【現行】※自家用乗用車の2回目以降の車検の例

車検証の**有効期限前1か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】

車検証の**有効期限前2か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



【OBD検査】

先進安全技術の故障による不作動・誤作動を防止するため、令和6年10月1日（輸入車は令和7年10月1日）より、OBD検査が車検の検査項目として追加される

- OBD（On-Board Diagnostics：車載式故障診断装置）とは、エンジンやトランスミッションなどのECU（Electronic Control Unit：電子制御装置）内部に搭載された故障診断機能
- OBD検査は、自動車のOBDに「認定を受けた検査用スキャンツール」を接続し、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査

ポイント	内容
OBD検査の対象となる車	・ 令和3年10月1日（輸入車は令和4年10月1日）以降に型式指定を受けた新型車 ・ OBD検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載※
OBD検査の対象となる装置	・ 制動装置（ABS、ESC、EVSC、BAS、AEBS）、かじ取装置（高度運転者支援ステアリングシステム）、自動運行装置、車両接近通報装置（AVAS）、排出ガス発散防止装置
OBD検査の結果が不合格の場合	・ 故障が確認された場合には、修理しなければ車検に合格しない

※以下の場合には検査不要

- ①車検の日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）
- ②車検の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- ③車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

OBD検査開始に関するお知らせ(左:ポスター、右:チラシ)

車検時の新たな検査項目として「**OBD 検査**」が追加されました。

OBD 検査ポータルサイト



『OBD 検査』とは、自動運転技術などに用いられる電子制御装置が適切に機能しているかを確認する検査です。国の定める自動車検査(車検)の検査項目として、令和6年10月以降(輸入車は令和7年10月以降)に新たに追加されました。

OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に、「OBD 検査対象」と記載があります。



令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のニューモデルからが対象、それ以外は対象外

記載があっても以下の場合は検査不要です

- 車検の日が令和6年9月30日以前(輸入車は令和7年9月30日以前)
- 車検の日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 車検の日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない。

どんな装置を検査するの?



制動装置 (ABS, ESC, EVSC, BAS, AEBs) かじ取装置 (高度運転者支援ステアリングシステム) 自動運転装置 車両接近通報装置 (AVAS) 排出ガス発散防止装置

国土交通省 NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構 軽自動車検査協会

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

クルマの電子装置の故障をみつめます

OBD 検査ポータルサイト



あなたのクルマの自動ブレーキは大丈夫?

令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD 検査)が追加されます

OBD 検査は、法令により義務付けられています OBD 検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります OBD 検査・OBD 確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場で



◀ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD 検査対象」と記載があります

※OBD 検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車

国土交通省

【不正改造車を排除する運動】(令和8年5月29日報道発表)

国土交通省は、不正改造車の排除を目的に関係省庁・団体と連携し啓発活動を実施。特に6月を各地方運輸局等が定める「強化月間」とし(内閣府沖縄総合事務局は10月)、街頭検査などを実施

「不正改造車を排除する運動」

	内容
不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動	・ポスター及びチラシの貼付等により、積極的な広報の実施。 ・バス車両前面への広報横断幕の掲示
不正改造車を排除するための街頭検査の実施	・警察機関等と連携した街頭検査を全国各地で実施 ・違反車両に対して整備命令を発令
不正改造車に関する情報収集	・運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」を設置 ・通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を指導

バス車両へ広報横断幕の掲示



電光掲示板を活用した広報



不正改造車を排除する街頭検査の実施



7. その他整備や事故防止対策に関するお知らせ | 72

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

不正改造チェック項目

不正改造チェック項目

乗用車

消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

サスペンション
○切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯
○白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

ウイング
○側方への翼形状を有していないか
○確実に取り付けられているか
○鋭い突起がないか
○その付近の最外側、最後端とならないか、等

番号灯
○白色であるか

後退灯
○白色であるか

尾灯
○赤色であるか

制動灯
○赤色であるか

方向指示器
○橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器
○赤色であるか

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー
○運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス
○指定以外のステッカー貼付をしていないか
○前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で、可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー
○鋭利な突起がないか
○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

警告音
○音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯
○白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火
○赤でないか ○点滅しないか
○光度300cd以下であるか

タイヤ
○回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡
○運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

貨物車

回転灯
○緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
○道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

禁止灯火
○走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置
○普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）
○土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
○荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機
○黒煙汚染度は基準内であるか

二輪車

消音器
○内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置
○触媒等が取り外されていないか

二次架装
○新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
○容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか、等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）
○規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
○速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置
○自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器
○貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

不正改造は犯罪です！

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

基準不適合後付けマフラー排除PRチラシ

バイクもクルマも交換用マフラーは**基準適合品**を選ぼう！

ネットで購入する際は
要注意です。

不正改造車の使用者
整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者
6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

詳しくはQRコードを！

国土交通省

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成22年4月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

■マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等に取り付けられていないもの。

（例）マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

① 次のいずれかの表示があるマフラー

（イ）自動車製作者表示（純正マフラー）

（例）自動車メーカー商号、商標等

（ロ）装置型式指定品表示（自マーク）

（例）自

（ハ）性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

（例）
確認機関の略称のサンプル例
JMCA JQ JATA JARI

（性能等確認済表示の例）

（ニ）協定規則適合品表示（Eマーク）

（例）E4

（ホ）欧州適合指令（EU指令）適合品表示（eマーク）

（例）E4

（数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により異なります。乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車の適合を除外します。）

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

（イ）加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

（ロ）加速走行騒音レベルが協定規則又はEU指令に適合する自動車等

■外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。
（ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。）

●COCペーパー（EU指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書）

●WVTAラベル又はプレート（EU指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの）

注意！ 平成28年10月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に関する罰則

不正改造車の使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

【自動車点検整備推進運動】(令和8年8月31日報道発表)

国土交通省は、自動車関係団体と協力し、9月・10月を『自動車点検整備推進運動』強化月間とし、全国各地で自動車の点検・整備の重要性を広く周知・啓発

- 自動車の不具合や故障等のトラブルを未然に防ぎ、環境に優しく経済的な運転を実現するためには、自動車ユーザー一人ひとりの点検・整備に対する意識向上が不可欠。
- 国土交通省は自動車関係団体とともに、内閣府、警察庁、環境省の後援並びに独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構の協力を得て、毎年9月と10月を「自動車点検整備推進運動」の強化月間として設定。
- この期間中、全国的に自動車ユーザーの保守管理意識を高め、点検整備の確実な実施を図るべく、広く周知・啓発活動を展開。

	内容
広報ツールを利用した周知・啓発	全国の自動車関係団体等の協力を得て、ポスター掲出やチラシ配布、デジタル掲示板でのPR画像配信等を通して、自動車の点検・整備の重要性を周知・啓発
特設サイトや各種SNSへの啓発動画の掲載	「点検整備やらナイト」のオリジナルキャラクターによる自動車の点検整備の重要性をわかりやすく解説した動画を作成し、特設サイトや各種SNSに掲載

国土交通省

7. その他整備や事故防止対策に関するお知らせ | 76

1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

事業用自動車に対する重点的な取り組み(大型車使用者・運送事業者対象チラシ)

大型自動車(事業用・自家用)に乗られる皆さんへ

重大事故を防ぐため、適切な点検整備の実施を!

大型自動車は、事故が起こると重大な被害につながりかねません。
日頃の点検整備を徹底し、安全な車社会の形成にご協力をお願いいたします。

大型自動車の車輪脱落事故

事故件数は、高止まりの状況

年次	発生件数(件)
12	131
13	123
14	143
15	142
16	136

歩行者にぶつかれば大事故になりかねません

車輪脱落のことが詳しくわかります

動画 URL

以下に特にご注意ください!
※ISO規格の例のみを示しています

日常点検時

●増し締め

きちんと締め付けを行っても、走行すると初期なじみにより締め付け力が低下します。50～100キロほど走行したら、規定トルクで増し締めを。

●ゆるみの確認

いずれかの方法で、緩みがないか日常的に確認しましょう。

打音点検

目視点検

ホイール・ナットへのマーキング

ホイール・ナットの回転を指示するインジケータ類の装着

車輪脱着時

●清掃・潤滑剤の塗布

十分な締め付け力を得るため、各部を清掃後、赤色の箇所(エンジンオイル等)を薄く塗ってください。

ナットとワッシャーの間(活動部)に、潤滑剤を忘れず塗ってください!

清掃し、潤滑剤を塗布してもスムーズに回転しない場合は、ナットを交換してください。

劣化がひどいものは交換を!

車両火災事故

事故はバス・トラックともに発生していますが、特にバスでは、乗客を巻き込む重大事故につながりかねません
下記のような前兆が見られたら速やかに停車し、異常の有無を確認してください

車両火災のことが詳しくわかります
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/12/12-3/>

異常箇所	症状
加速	普段より加速しづらい・減速しやすい
ブレーキの効き	普段より効きづらい
振動	ハンドルが異常に振動したり、ハンドルを取られたりする
音、臭い	聞き慣れない音がする ゴムや樹脂が焼けたような臭いがする
煙	白煙や黒煙が発生している
電気機器	異常な作動を起こしたり、ヒューズが切れたりする
警告灯	警告灯が点灯する、警報ブザーが鳴る

大型自動車の点検整備・車検と事業用自動車の行政処分

行政処分基準(令和2年3月時点)

3か月点検 3か月点検 3か月点検 12か月点検 3か月点検 3か月点検 3か月点検 12か月点検

① 日常点検の未実施

＜初違反＞：警告 ～ 5日 × 違反台数
＜再違反＞：3日 ～ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

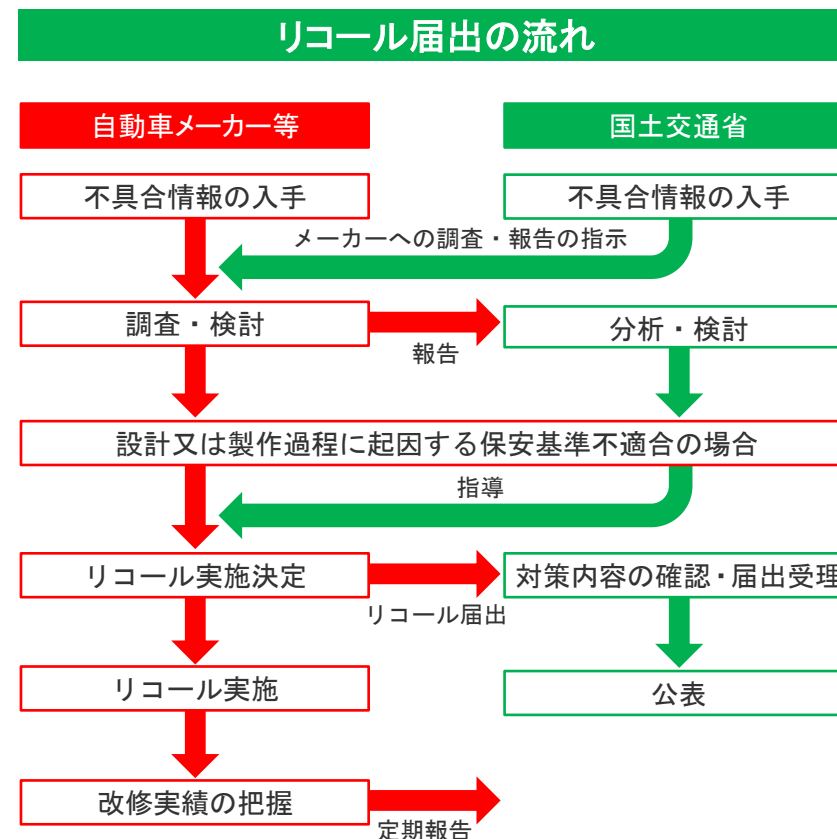
＜初違反＞：警告 ～ 10日 × 違反台数
＜再違反＞：5日 ～ 20日 × 違反台数

●自動車点検・整備のことが詳しくわかります。点検・整備 検索 www.tenken-seibi.com

【自動車の不具合情報ホットライン】

国土交通省では、自動車等のリコールの迅速かつ確実な実施のため、皆様からの不具合情報を収集している

- 自動車等のリコールは、設計・製造過程に問題があったために、適切に使用・点検整備を行っているにもかかわらず法律で定められた安全・環境基準（道路運送車両の保安基準）に適合しなくなる（又はその可能性がある）ものについて回収・修理を行い、事故・トラブルを未然に防止する制度。
- 自動車は適切にメンテナンスを行っていない場合などにも故障が発生するため、リコールに該当するかどうかは設計・製造上の問題で故障が発生したかどうかを分析・検討する必要がある。
- リコールのきっかけは、まず不具合情報を入手するところから始まる。集められた不具合情報を調査・分析し、その原因を究明。その結果、設計や製造に問題があり、保安基準に適合しなくなる（又はその可能性がある）とメーカーが判断し、改善措置を行う場合は、国土交通大臣に届出が行われる。



1. 整備や事故防止対策に関する行政情報の提供

ご協力のお願い

リコールの迅速かつ適切な実施のため、
自動車に異常を感じられたら、

自動車不具合情報ホットライン

(通称:連ラクダ)に情報をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

<https://renrakuda.mlit.go.jp/renrakuda/hotline.html>

または

国土交通省

クルマの異常を、連ラクダ！



最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。
そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。
皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、
メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

※メーカー・販売店とのトラブル解決、故障の修理の受付など個人的な相談をする窓口ではありません。

 **自動車不具合情報
ホットライン** フリーダイヤル受付
0120-744-960 (24時間・年中無休)
オペレーター受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30

クルマの不具合情報をお寄せください。

ホームページはこちら renrakuda.mlit.go.jp/



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

本メールマガジンは、国土交通省が収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なことに
関する情報を提供し、各運送事業者が事故防止に活用することを目的として配信



事業運営の
参考に

運転者への
指導の活用に

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/mailmagazine.html>

または

【情報を取得するための方法】

国土交通省や関係団体のホームページも適宜参照されたい

- 国土交通省 物流・自動車局
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>
- 国土交通省 自動車総合安全情報
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/>
- 自動車点検整備推進協議会
<https://www.tenken-seibi.com/>
- 一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 (JASPA)
<https://www.jaspa.or.jp/>
- 一般社団法人 日本自動車工業会 (JAMA)
<https://www.jama.or.jp/>
- 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 (JATMA)
<https://www.jatma.or.jp/>